

紀美野町第 1 回定例会会議録
平成 3 1 年 2 月 2 7 日（水曜日）

○議事日程（第 1 号）

平成 3 1 年 2 月 2 7 日（水）午前 9 時 0 0 分開議

- | | | |
|-------|-----------|----------------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 第 2 | | 会期の決定について |
| 第 3 | | 諸般の報告について |
| 第 4 | 議案第 1 号 | 紀美野町長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例について |
| 第 5 | 議案第 2 号 | 紀美野町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第 2 3 号 | 紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第 2 5 号 | 紀美野町営駐車場条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第 2 7 号 | 紀美野町毛原水辺公園条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第 3 号 | 紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 0 | 議案第 4 号 | 紀美野町公民館条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 1 | 議案第 5 号 | 紀美野町自然体験世代交流センター条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 2 | 議案第 6 号 | 紀美野町星の動物園条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 3 | 議案第 7 号 | 紀美野町文化センター条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 4 | 議案第 8 号 | 紀美野町真国区民センター条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 5 | 議案第 9 号 | 紀美野町社会体育施設条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 6 | 議案第 1 0 号 | 紀美野町武道館条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 7 | 議案第 1 1 号 | 紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 8 | 議案第 1 2 号 | 紀美野町農村総合センター条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 9 | 議案第 1 3 号 | 紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について |
| 第 2 0 | 議案第 1 4 号 | 紀美野町立老人憩の家かしこ荘条例の一部を改正する条例について |
| 第 2 1 | 議案第 1 7 号 | 紀美野町長谷毛原健康センター条例の一部を改正する条例について |

- 第 2 2 議案第 1 5 号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 2 3 議案第 1 6 号 紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- 第 2 4 議案第 1 8 号 紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 5 議案第 1 9 号 紀美野町放棄自動車等の防止及び処理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 6 議案第 2 0 号 紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 第 2 7 議案第 2 4 号 紀美野町建設残土処理場条例の一部を改正する条例について
- 第 2 8 議案第 2 6 号 紀美野町公園条例の一部を改正する条例について
- 第 2 9 議案第 2 1 号 紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例について
- 第 3 0 議案第 2 2 号 紀美野町産品加工所条例の一部を改正する条例について
- 第 3 1 議案第 2 8 号 紀美野町のかみふれあい公園条例の一部を改正する条例について
- 第 3 2 議案第 2 9 号 紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 3 議案第 3 0 号 紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 3 4 議案第 3 1 号 辺地総合整備計画の変更について
- 第 3 5 議案第 3 2 号 紀美野町道路線の認定について
- 第 3 6 議案第 3 3 号 紀美野町道路線の変更について
- 第 3 7 議案第 3 4 号 紀美野町道路線の廃止について
- 第 3 8 議案第 3 5 号 教育委員会委員の任命の同意について
- 第 3 9 議案第 3 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 4 0 議案第 3 7 号 平成 3 0 年度紀美野町一般会計補正予算（第 7 号）について
- 第 4 1 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 4 2 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 4 3 議案第 4 0 号 平成 3 0 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2

号) について

第 4 4 議案第 4 1 号 平成 3 0 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
について

第 4 5 議案第 4 2 号 平成 3 0 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補
正予算 (第 2 号) について

第 4 6 議案第 4 3 号 平成 3 0 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第
2 号) について

第 4 7 議案第 4 4 号 平成 3 0 年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
について

第 4 8 議案第 4 5 号 平成 3 1 年度紀美野町一般会計予算について

第 4 9 議案第 4 6 号 平成 3 1 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について

第 5 0 議案第 4 7 号 平成 3 1 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算に
ついて

第 5 1 議案第 4 8 号 平成 3 1 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について

第 5 2 議案第 4 9 号 平成 3 1 年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について

第 5 3 議案第 5 0 号 平成 3 1 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予
算について

第 5 4 議案第 5 1 号 平成 3 1 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について

第 5 5 議案第 5 2 号 平成 3 1 年度紀美野町簡易水道事業特別会計予算について

第 5 6 議案第 5 3 号 平成 3 1 年度紀美野町上水道事業会計予算について

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 5 6 まで

○議員定数 1 2 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	南 昭 和 君
2 番	上 柏 皖 亮 君
3 番	七良浴 光 君

4番	町田	富枝子	君
5番	田代	哲郎	君
6番	西口	優	君
7番	北道	勝彦	君
8番	向井中	洋二	君
9番	伊都	堅仁	君
10番	小椋	孝一	君
11番	美濃	良和	君
12番	美野	勝男	君

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本光嘉君
副町長	小川裕康君
教育長	橋戸常年君
消防長	家本宏君
総務課長	細峪康則君
企画管財課長	坂詳吾君
住民課長	仲岡みち子君
税務課長	中谷昌弘君
保健福祉課長	湯上ひとみ君
産業課長	米田和弘君
建設課長	井村本彦君
教育次長	曲里充司君
会計管理者	北山仁君
水道課長	山本訓永君
まちづくり課長	西岡靖倫君

美里支所長（細 峪 康 則）君
代表監査委員 菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 田 中 克 治 君
次 長 井戸向 朋 紀 君

○議長（美野勝男君） 皆様、おはようございます。

本日の開会に先立ちまして、去る２月６日に開催されました全国町村議会議長会第７０回定期総会におきまして、自治功労者の表彰がありましたので、ここで伝達したいと思います。

自治功労者表彰議会議員として、１５年以上在職者、小椋孝一君、北道勝彦君、西口優君、前のほうにお願いします。

表彰状。和歌山県紀美野町、小椋孝一殿。

あなたは、町村議化議員として、多年にわたり地域の振興、発展に寄与されたその功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成３１年２月６日、全国町村議会議長会会長、櫻井正人。

表彰状。和歌山県紀美野町、北道勝彦殿。

以下同文であります。

おめでとうございます。

表彰状。和歌山県紀美野町、西口 優殿。

以下同文であります。

おめでとうございます。

表彰を受けられました各議員には、今後とも御自愛の上、さらなる御活躍を心からお祈り申し上げます。

以上をもちまして伝達を終わります。

開 会

○議長（美野勝男君） 皆様おはようございます。

早朝より御苦勞さまでございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成３１年第１回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 ９時０１分）

○議長（美野勝男君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名について

○議長（美野勝男君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、8番、向井中洋二君、9番、伊都堅仁君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（美野勝男君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告をお願いします。

議会運営委員長、伊都堅仁君。

（議会運営委員長 伊都堅仁君 登壇）

○議会運営委員長（伊都堅仁君） 議会運営委員長報告。

去る2月21日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日から3月20日までの22日間とし、再開日は6日、7日、12日及び20日と決定しました。

議事日程につきましては、配付しております議事予定日程表のとおりであります。

次に、一般質問の通告は2月28日午後3時までといたします。

続きまして、総務文教常任委員会を3月1日午前9時30分から、産業建設常任委員会を2月28日午前9時30分から開催したいと思います。

次に、全員協議会を3月6日、本会議終了後、開催いたしたいと思います。

続いて、議会活性化特別委員会を3月7日、本会議終了後開催し、議会活性化特別委員会終了後、広報編集特別委員会を開催したいと思います。

なお、議事の進行上、日程を順次繰り上げ、また繰り延べる場合もありますので、よろしく願います。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長 伊都堅仁君 降壇）

○議長（美野勝男君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から3月20日までの22日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月20日までの22日間と決定しました。

◎日程第３ 諸般の報告について

○議長（美野勝男君） 日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告が提出されています。お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

次に、本日までに受理された請願は、お手元に配付のとおりで、総務文教常任委員会に付託しましたので報告します。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、ただいま表彰の栄を受けられました小椋議員、北道議員、西口議員におかれましては、まことにめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。皆様方には、今後とも町議会議員の模範として、町行政に対しましてお力添え、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、平成３１年紀美野町議会第１回定例会を招集いたしましたところ、議員各位を初め関係者の皆様方におかれましては、何かと御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対しまして、心より厚くお礼を申し上げます。

まず初めに、固定資産税を過大に課税していたことが判明しましたことにつきましての御報告を申し上げます。お亡くなりになった方、いわゆる被相続人の資産を相続人代表者に合算して課税していたことが判明しました。正しくはそれぞれに課税しなければなりません。対象となる方々にはおわびし、正しい税額の説明を行い、還付の手続を行うこととしています。このような事態を発生させたことを深く反省し、適正な課税に努めますとともに、町民の皆様の信頼を損ねることになりましたことに、深くおわび申し上げます。

さて、現在、志賀野地区公民館で間借りをいたしております志賀野診療所についてでございますが、患者数の減少も含め検討してまいりましたが、平成３１年３月末日をもって廃止するとの結論に至りました。診療所を利用されている患者さんには、今後、野上厚生総合病院との連携で対応してまいりたいと考えています。

また、国吉・長谷毛原診療所につきましては、岡地医師が３月末で退職するのに伴い、４月から女性の医師が着任する運びとなっております。

さて、平成３１年度は大きな変革の年であります。４月１日には新しい元号が発表されます。４月３０日には天皇陛下が御退位され、平成の時代が幕を閉じ、５月１日には皇太子殿下が御即位され、新しい元号が始まります。７月には参議院議員通常選挙が予定されており、１０月１日からは消費税及び地方消費税の税率が８％から１０％に引き上げられる予定となっております。例年にない業務も多々発生すると思いますが、準備を怠ることなく対応してまいりたいと考えております。

また、１１月９日から１２日の４日間、ねんりんピック紀の国わかやま２０１９が開催されます。当町では１１月１１日にパークゴルフの交流大会が開催されます。全国各地から来られる多くの方々に心のこもったおもてなしができるよう準備してまいりたいと考えてございます。

さらに、当町におきましては、少子高齢化対策を初め、災害、産業、観光、道路整備など早急に取り組むべき課題が山積してございます。議員各位を初め町民皆様の御理解と御協力のもとに、予算を確保しつつ全力で取り組んでまいり所存でございます。

さて、今期定例会に上程している案件は、議案第１号から議案第５３号までの５３件であります。

条例の一部を改正する条例が２９件で、このうち２６件は消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴うもの、またはこれを含んでいるものでございます。計画の変更に係る案件が２件、道路線の認定、変更、廃止に関する案件がそれぞれ１件、教育委員会委員の任命の同意についての案件が１件、人権擁護委員候補者の推薦に関する案件が１件、平成３０年度一般会計及び特別会計の補正予算に関する案件が８件、平成３１年度の一般会計及び特別会計等予算に関する案件が９件であります。

平成３０年度の一般会計補正予算につきましては、固定資産税の課税誤りによる還付金５１６万３,０００円を計上してございます。

また、平成３１年度一般会計当初予算につきましては、予算総額が７６億８７０万円で、対前年度比１１億９,２７０万円増額、率にいたしまして１８．６％の増となっております。

歳入では、固定資産税やたばこ税の増により町税は約７億７,０００万円で、対前年度比１,４００万円の増額となっております。地方譲与税につきましては、森林環境譲

与税の創設により対前年度比1,100万円の増を見込んでおります。

歳出では、防災力の強化、そして子育ての充実、インフラ整備、施設の新築や改築などを重点課題として予算編成を行っております。

主な事業といたしまして、防災行政無線デジタル化事業、ブロック塀の撤去等補助金の創設、ため池ハザードマップ作成事業、第11分団第1部の消防格納庫改築工事、第2分団の消防ポンプ自動車更新事業、消防団車両に設置する双方向型の無線機を整備するなど、防災力の強化を図ってまいります。

また、神野保育所移築事業により保育所の環境を整え、子育ての充実につなげていくとともに、神原団地、神野保育所の移転に伴い跡地の活用も考えてまいります。なお、新神原団地も新年度早々に完成する予定でございます。

また、地方創生道整備推進交付金を活用し、山畑農免から釜滝地区につながる町道釜滝柴目線道路改良事業を初め、道路、河川、橋梁、トンネルなどのインフラの整備に取り組んでまいります。

なお、国道370号美里4バイパス、中から毛原下区間のトンネル工事も早々に着工される運びと聞いてございます。

また、施設の新築や改築につきましては、志賀野出張所新築事業、美里支所の屋根改修事業、みさと天文台の月の館内装改修や星の塔らせん階段に空調設置、旧吉野分校と旧国吉保育所解体撤去事業など皆さんに使い勝手のいい環境を提供してまいりたいと思っております。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いいたしまして、御挨拶並びに行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（美野勝男君） これで行政報告は終わりました。

次に、一般質問の通告は、2月28日木曜日、午後3時までに提出願います。

以上で諸般の報告は終わります。

これから議案説明に入りますが、議案数が多いため、議案の説明は簡潔にお願いしたいと思います。

説明の際には、ページ数を言ってから説明を願いたいと思います。

◎日程第4 議案第1号 紀美野町長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

て

◎日程第5 議案第2号 紀美野町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

◎日程第6 議案第23号 紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を改正する条例につい

て

◎日程第7 議案第25号 紀美野町営駐車場条例の一部を改正する条例について

◎日程第8 議案第27号 紀美野町毛原水辺公園条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第4、議案第1号、紀美野町長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例について、日程第5、議案第2号、紀美野町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第23号、紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第25号、紀美野町営駐車場条例の一部を改正する条例について及び日程第8、議案第27号、紀美野町毛原水辺公園条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号、紀美野町長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例について。

紀美野町長期総合計画審議会条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月27日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

紀美野町長期総合計画の検証を実施することに伴い、紀美野町長期総合計画審議会条例の改正を行うものでございます。

議案書2ページ、並びに新旧対照表の1ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

紀美野町長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例。

紀美野町長期総合計画審議会条例の一部を次のように改正する。

第1条中、「策定」を「策定等」に改める。

第1条の改正につきましては、紀美野町長期総合計画審議会において調査審議いただく内容に、長期総合計画の進捗状況等の検証を追加したため、「策定」を「策定等」

に改めるものでございます。

第2条第1項中、「長期総合計画の策定に関する事項を調査審議する」を「次に掲げる事項について調査審議し、町長に答申する」に改め、同項に次の各号を加える。

第1号、長期総合計画の策定に関すること。

第2号、長期総合計画の検証に関すること。

第3号、その他長期総合計画に関し町長が必要と認める事項。

第2条の改正につきましては、今後長期総合計画審議会において、長期総合計画の進捗状況等の検証をお願いしたいため、長期総合計画審議会の所掌事務の内容の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行する。

以上、紀美野町長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の3ページをお開きください。

議案第2号、紀美野町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について。

紀美野町行政財産使用料条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月27日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町行政財産使用料条例の改正を行うものでございます。

議案書4ページ、並びに新旧対照表の2ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

紀美野町行政財産使用料条例の一部を改正する条例。

紀美野町行政財産使用料条例の一部を次のように改正する。

第2条、ただし書き中、「100分の108」を「100分の110」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成31年10月1日から施行する。

消費税法等の改正により、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が現行の8%から10%へと改正されます。紀美野町行政財産使用料条例第2条に、行政財産の目的外使用の許可を受けたものは、別途に定める使用料を納付しなければならない。ただし、消費税法施行令第8条に該当する使用期間がひと月に満たない場合、並び

に駐車場その他の施設の利用を伴う場合、及び建物が使用される場合は、当該使用料に 100 分の 108 を乗じて得た額を年額として徴収するとの規定があります。この 100 分の 108 を消費税法等の改正に伴いまして 100 分の 110 に改正するものでございます。

以上、紀美野町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の 51 ページをお開きください。

議案第 23 号、紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を改正する条例について。

紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 27 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町美里の湯かじか荘条例の改正を行うものでございます。

議案書 52 ページ、並びに新旧対照表の 37 ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を改正する条例。

紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、条例の中で、かじか荘の入浴施設、宿泊施設を利用する際の施設の管理者が徴収できる消費税及び地方消費税を含む利用料金の上限額を別表において定めていますが、平成 31 年 10 月 1 日からの消費税及び地方消費税の税率の改正に伴いまして、利用料金の改正を行うものでございます。

別表中 1 につきましては入浴料について。別表中 2 については宿泊料金について。別表中 3 につきましては休憩料金について。別表中 4 につきましては会議・研修利用料金について、表に記載している額への改正となります。

附則といたしまして、この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

以上、紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の 56 ページをお開きください。

議案第 25 号、紀美野町営駐車場条例の一部を改正する条例について。

紀美野町営駐車場条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月27日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町営駐車場条例の改正を行うものでございます。

議案書57ページ、並びに新旧対照表の40ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

紀美野町営駐車場条例の一部を改正する条例。

紀美野町営駐車場条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「2,160円」を「2,200円」に改める。

附則といたしまして、この条例は平成31年10月1日から施行する。

当条例の対象となる駐車場施設は、県営住宅小畑団地下に位置する駐車場及び町営住宅福井第3団地内の駐車場でございます。

今回の改正につきましては、第9条に規定されている1カ月当たりの使用料について、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が改正されることにより2,200円に改めるものでございます。

以上、紀美野町営駐車場条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の60ページをお開きください。

議案第27号、紀美野町毛原水辺公園条例の一部を改正する条例について。

紀美野町毛原水辺公園条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月27日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町毛原水辺公園条例の改正を行うものでございます。

議案書61ページ、並びに新旧対照表の42ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

紀美野町毛原水辺公園条例の一部を改正する条例。

紀美野町毛原水辺公園条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

この別表につきましては、オートキャンプ場のオートサイト、テントサイトの使用料を定めてございます。

改正内容につきましては、条例の中で、毛原オートキャンプ場の施設を利用する際の施設の管理者が徴収できる消費税及び地方消費税を含む使用料の上限額を別表において定めていますが、平成３１年１０月１日からの消費税及び地方消費税の税率の改正に伴いまして使用料の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成３１年１０月１日から施行する。

以上、紀美野町毛原水辺公園条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。御審議の上、原案のとおり御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

◎日程第 9 議案第 3 号 紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について

◎日程第 10 議案第 4 号 紀美野町公民館条例の一部を改正する条例について

◎日程第 11 議案第 5 号 紀美野町自然体験世代交流センター条例の一部を改正する条例について

◎日程第 12 議案第 6 号 紀美野町星の動物園条例の一部を改正する条例について

◎日程第 13 議案第 7 号 紀美野町文化センター条例の一部を改正する条例について

◎日程第 14 議案第 8 号 紀美野町真国区民センター条例の一部を改正する条例について

◎日程第 15 議案第 9 号 紀美野町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

◎日程第 16 議案第 10 号 紀美野町武道館条例の一部を改正する条例について

◎日程第 17 議案第 11 号 紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について

◎日程第 18 議案第 12 号 紀美野町農村総合センター条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第 9、議案第 3 号、紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について、日程第 10、議案第 4 号、紀美野町公民館条例の一部を改正する条例について、日程第 11、議案第 5 号、紀美野町自然体験世代交流センター条例の一部を改正する条例について、日程第 12、議案第 6 号、紀美野町星の動物園条例

の一部を改正する条例について、日程第 13、議案第 7 号、紀美野町文化センター条例の一部を改正する条例について、日程第 14、議案第 8 号、紀美野町真国区民センター条例の一部を改正する条例について、日程第 15、議案第 9 号、紀美野町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、日程第 16、議案第 10 号、紀美野町武道館条例の一部を改正する条例について、日程第 17、議案第 11 号、紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について及び日程第 18、議案第 12 号、紀美野町農村総合センター条例の一部を改正する条例について、一括議題とします

説明を願います。教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長（曲里充司君） おはようございます。

それでは、議案第 3 号から議案第 12 号まで順に説明させていただきます。

議案書の 5 ページをお開きください。新旧対照表は 3 ページ、4 ページをお開きください。

議案第 3 号、紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について。

紀美野町立学校施設開放条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 27 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町立学校施設開放条例の改正を行うものです。

議案書の 6 ページ、7 ページをお開きください。

紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町立学校施設開放条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表をごらんください。

使用料につきまして、平成 31 年 10 月 1 日から、消費税及び地方消費税の税率が 8 % から 10 % に改正されるための改正のみとなっております。

別表の中身を読み上げることは省略をさせていただきたいと思っております。

附則でございます。この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

以上で紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます

す。

続きまして、議案書の８ページをお開きください。新旧対照表は５ページ、６ページ目をお開きください。

議案第４号、紀美野町公民館条例の一部を改正する条例について。

紀美野町公民館条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成３１年２月２７日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町公民館条例の改正を行うものです。

議案書の９ページ、１０ページ目をお開きください。

紀美野町公民館条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町公民館条例の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１、別表第２をごらんください。

使用料につきましては、先ほどと同じ平成３１年１０月１日から消費税及び地方消費税の税率が８％から１０％に改正されるための改正のみとなっております。

附則でございます。この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

以上で、紀美野町公民館条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の１１ページをお開きください。新旧対照表は７ページをお開きください。

議案第５号、紀美野町自然体験世代交流センター条例の一部を改正する条例について。

紀美野町自然体験世代交流センター条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成３１年２月２７日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町自然体験世代交流センター条例の改正を行うものとなっております。

議案書の１２ページをお開きください。

紀美野町自然体験世代交流センター条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町自然体験世代交流センター条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表をごらんください。

これも先ほど同じ、使用料につきまして、平成３１年１０月１日から消費税及び地方消費税の税率が８％から１０％に改正されるための改正のみとなっております。

附則でございます。この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

以上で、紀美野町自然体験世代交流センター条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の１３ページをお開きください。新旧対照表は８ページから１０ページをお開きください。

議案第６号、紀美野町星の動物園条例の一部を改正する条例について。

紀美野町星の動物園条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成３１年２月２７日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

紀美野町星の動物園におけるバンガローの使用料等の見直し及び消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町星の動物園条例の改正を行うものです。

議案書の１４ページ、１５ページをお開きください。

紀美野町星の動物園条例の一部を改正する条例でございます。

第１条、紀美野町星の動物園条例の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。

別表をごらんください。

現在、３棟ありますバンガローの使用料につきまして、１棟ごと４名まで２万１,６００円とし、１名追加ごとに中学生以上は５,４００円、小学生は３,２００円として、１棟の定員を４名から８名に改正するものでございます。

第２条、紀美野町星の動物園条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表をごらんください。

こちらは、先ほどの第１条において改正する使用料につきまして、平成３１年１０月

1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に改正されるための改正でございます。

附則でございます。この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定につきましては、平成31年10月1日から施行するものでございます。

以上で、紀美野町星の動物園条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の16ページをお開きください。新旧対照表は11ページから13ページ目となります。

議案第7号、紀美野町文化センター条例の一部を改正する条例について。

紀美野町文化センター条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月27日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町文化センター条例の改正を行うものです。

議案書の17ページ、18ページをお開きください。

紀美野町文化センター条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町文化センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表をごらんください。

こちらも使用料につきまして、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に改正されるための改正のみとなっております。

附則でございます。この条例は平成31年10月1日から施行する。

以上で、紀美野町文化センター条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の19ページをお開きください。新旧対照表は14ページをお開きください。

議案第8号、紀美野町真国区民センター条例の一部を改正する条例について。

紀美野町真国区民センター条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月27日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町真国区民センター条例の改正を行うものでございます。

議案書の２０ページをお開きください。

紀美野町真国区民センター条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町真国区民センター条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表をごらんください。

こちららも使用料につきまして、先ほど来申し上げておるとおり、消費税が８％から１０％に改正されるための改正のみとなつてございます。

附則でございます。この条例は平成３１年１０月１日から施行する。

以上で、紀美野町真国区民センター条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の２１ページ目をお開きください。新旧対照表は１５ページ目をお開きください。

議案第９号、紀美野町社会体育施設条例の一部を改正する条例について。

紀美野町社会体育施設条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成３１年２月２７日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

こちららも先ほどと同じ、消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町社会体育施設条例の改正を行うものでございます。

議案書の２２ページ目をお開きください。

紀美野町社会体育施設条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町社会体育施設条例の一部を次のように改正する。

別表第２を次のように改める。

別表第２をごらんください。

こちららも先ほどと同じ、使用料につきまして、平成３１年１０月１日から消費税及び地方消費税の税率が８％から１０％に改正されるための改正のみとなつてございます。

附則でございます。この条例も平成３１年１０月１日から施行するものでございます。

以上、紀美野町社会体育施設条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。
続きまして、議案書の２３ページ目をお開きください。新旧対照表は１６ページをお開きください。

議案第１０号、紀美野町武道館条例の一部を改正する条例について。

紀美野町武道館条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成３１年２月２７日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

こちらと同じで、消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町武道館条例の改正を行うものでございます。

議案書の２４ページをお開きください。

紀美野町武道館条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町武道館条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表をごらんください。

こちらにも使用料につきまして、平成３１年１０月１日から消費税及び地方消費税の税率が８％から１０％に改正されるための改正のみとなっております。

附則でございます。この条例は平成３１年１０月１日から施行する。

以上で、紀美野町武道館条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の２５ページをお開きください。新旧対照表は１７ページ、１８ページをお開きください。

議案第１１号、紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について。

紀美野町スポーツ公園条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成３１年２月２７日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

こちらにも、先ほどと同じ、消費税法等の改正による消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町スポーツ公園条例の改正を行うものとなっております。

議案書の２６ページ、２７ページをお開きください。

紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町スポーツ公園条例の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表をごらんください。

こちら先ほどと同じ使用料につきましての改正でございます。平成31年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に改正されるための改正のみとなっております。

附則でございます。この条例は平成31年10月1日から施行する。

以上で、紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の28ページ目をお開きください。新旧対照表は19ページ目となります。

議案第12号、紀美野町農村総合センター条例の一部を改正する条例について。

紀美野町農村総合センター条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月27日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、先ほどと同じ、消費税法等の改正によります、農村総合センター条例の改正を行うものとなっております。

議案書の29ページ目をお開きください。

紀美野町農村総合センター条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町農村総合センター条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表をごらんください。

使用料につきましても、先ほど来と同じ、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に改正されるための改正のみとなっております。

附則でございます。この条例は平成31年10月1日から施行する。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

◎日程第19 議案第13号 紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について

◎日程第２０ 議案第１４号 紀美野町立老人憩の家かしこ荘条例の一部を改正する条例
について

◎日程第２１ 議案第１７号 紀美野町長谷毛原健康センター条例の一部を改正する条例
について

○議長（美野勝男君） 日程第１９、議案第１３号、紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について、日程第２０、議案第１４号、紀美野町立老人憩の家かしこ荘条例の一部を改正する条例について及び日程第２１、議案第１７号、紀美野町長谷毛原健康センター条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、湯上君。

（保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇）

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） それでは、議案書の３０ページをごらんください。

議案第１３号、紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について。

紀美野町総合福祉センター条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成３１年２月２７日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由につきましては、消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町総合福祉センター条例の改正を行うものです。

恐れ入りますが、新旧対照表２０ページと２１ページをごらんいただきたいと思います。

附則といたしましては、この条例は平成３１年１０月１日から施行するものです。

以上、議案第１３号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の３２ページをごらんください。

議案第１４号、紀美野町立老人憩の家かしこ荘条例の一部を改正する条例について。

紀美野町立老人憩の家かしこ荘条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成３１年２月２７日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由につきましては、消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町立老人憩の家かしこ荘条例の改正を行うものです。

恐れ入りますが、こちらのほうも新旧対照表２２ページをごらんください。

附則といたしまして、この条例は平成３１年１０月１日から施行するものです。

以上、議案第１４号の説明とさせていただきます。

次に、議案書の３９ページをごらんください。

議案第１７号、紀美野町長谷毛原健康センター条例の一部を改正する条例について。

紀美野町長谷毛原健康センター条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成３１年２月２７日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由につきましては、消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町長谷毛原健康センター条例の改正を行うものです。

恐れ入りますが、こちらのほうも新旧対照表３０ページと３１ページをごらんください。

附則といたしまして、この条例は平成３１年１０月１日から施行するものです。

以上、議案第１７号の説明とさせていただきます。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

◎日程第２２ 議案第１５号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第２２、議案第１５号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷昌弘君 登壇)

○税務課長（中谷昌弘君） それでは、私からは、議案第１５号について御説明をさせていただきます。

議案書の３４ページをお開きください。

議案第１５号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を、次のように改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成３１年２月２７日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、紀美野町国民健康保険税条例を改正するものでございます。

次に、３５ページをお開きください。並びに新旧対照表の２３ページから２７ページをお開きください。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものでございます。

第３条につきましては、国民健康保険の被保険者に係る医療給付費分の所得割額を０．５ポイント引き上げる改正でございます。

次に、第４条につきましては、国民健康保険の被保険者に係る医療給付費分の資産割額を５ポイント引き下げる改正でございます。

次に、第５条につきましては、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額を被保険者１人について８００円引き上げる改正でございます。

次に、第６条につきましては、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額を０．３ポイント引き上げる改正でございます。

次に、第７条につきましては、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額を１ポイント引き下げる改正でございます。

第７条の２につきましては、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を被保険者１人について４００円引き上げる改正でございます。

次に、第８条につきましては、介護納付金課税被保険者に係る所得割額を０．３ポイント引き上げる改正でございます。

次に、第９条につきましては、介護納付金課税被保険者に係る資産割額を１ポイント引き下げる改正でございます。

次に、第９条の２につきましては、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を１人について１００円引き上げる改正でございます。

次に、第２３条につきましては、第３条から第９条の２の改正に伴い、国民健康保険税の減額について改正するものでございます。

第２３条第１号は、７割軽減となる被保険者について、第１号中アにつきましては、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額１人について軽減される均等割額を５６０円引き上げる改正でございます。

次に、第１号中ウにつきましては、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額１人について軽減される均等割額を２８０円引き上げる改正でございます。

次に、第１号中オにつきましては、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額１人について軽減される均等割額を７０円引き上げる改正でございます。

続いて、第２３条第２号につきましては、５割軽減となる被保険者について、第２号中アにつきましては、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額１人について軽減される均等割額を４００円引き上げる改正でございます。

次に、第２号中ウにつきましては、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額１人について軽減される均等割額を２００円引き上げる改正でございます。

次に、第２号中オにつきましては、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額１人について軽減される均等割額を５０円引き上げる改正でございます。

続いて、第２３条第３号は、２割軽減となる被保険者について、第３号中アにつきましては、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額１人について軽減される均等割額を１６０円引き上げる改正でございます。

次に、第３号中ウにつきましては、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額１人について軽減される均等割額を８０円引き上げる改正でございます。

次に、第３号中オにつきましては、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額１人について軽減される均等割額を２０円引き上げる改正でございます。

次の３６ページをお開きください。

附則につきましては、施行期日につきましては、第１号、この条例は平成３１年４月１日から施行するものでございます。

適用区分につきましては、第２条、この条例による改正後の紀美野町国民健康保険税条例の規定は、平成３１年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成３０年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

今回の改正につきましては、平成２７年５月２７日に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都道府県が国民健康保険事業の財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの運営方針を定めたことにより改正が必要となったものでございます。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。御審議をいただき、原案のとおり御可決いただけますようよろしくお願いいたします。

(税務課長 中谷昌弘君 降壇)

◎日程第２３ 議案第１６号 紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について

◎日程第２４ 議案第１８号 紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第２５ 議案第１９号 紀美野町放棄自動車等の防止及び処理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第２３、議案第１６号、紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について、日程第２４、議案第１８号、紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第２５、議案第１９号、紀美野町放棄自動車等の防止及び処理に関する条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長（仲岡みち子君） それでは、議案１６、１８、１９について御説明申し上げます。

議案書の３７ページをごらんください。

議案第１６号、紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成３１年２月２７日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

志賀野診療所を廃止することと消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町国民健康保険診療所条例の改正を行うものでございます。

議案書の３８ページ、並びに新旧対照表２８ページをあわせてごらんください。

紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例。

紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を次のように改正する。

平成３１年３月末をもって志賀野診療所を廃止することに伴い、第２条の表、紀美野町国民健康保険志賀野診療所の項を削る。

次に、第 6 条、平成 31 年 10 月 1 日より消費税並びに地方消費税の税率が 8 % から 10 % に引き上げられることに伴う改正でございます。

手数料に関する改正がございます。

附則、この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改定規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

41 ページをごらんください。

議案第 18 号、紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 27 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正を行うものでございます。

議案書の 42 ページ並びに新旧対照表 32 ページをあわせてごらんください。

紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のとおり改正する。

平成 31 年 10 月 1 日より消費税及び地方消費税の税率が 8 % から 10 % に引き上げられることに伴う改正でございます。

次の 43 ページをごらんください。

議案第 19 号、紀美野町放棄自動車等の防止及び処理に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町放棄自動車等の防止及び処理に関する条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 27 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町放置自動車等の防止及び処理に関する条例の改正を行うものである。

議案書 44 ページ、並びに新旧対照表 33 ページをあわせてごらんください。

紀美野町放置自動車等の防止及び処理に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町放置自動車等の防止及び処理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成３１年１０月１日より消費税及び地方消費税の税率が８％から１０％に引き上げられることに伴う改正でございます。

附則、この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

以上でございます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

◎日程第２６ 議案第２０号 紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

◎日程第２７ 議案第２４号 紀美野町建設残土処理場条例の一部を改正する条例について

◎日程第２８ 議案第２６号 紀美野町公園条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第２６、議案第２０号、紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、日程第２７、議案第２４号、紀美野町建設残土処理場条例の一部を改正する条例について及び日程第２８、議案第２６号、紀美野町公園条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長（井村本彦君） それでは、議案書の４５ページをお願いします。

議案第２０号、紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について。

紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成３１年２月２７日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町農業集落排水処理施設条例の改正を行うものである。

続きまして、４６ページをお願いします。

紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例。

紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正する。

別表第２を次のように改める。

詳細につきましては、新旧対照表の３４ページをごらんください。

消費税率の８％から１０％の改正のみとなっております。

附則といたしましては、この条例は平成３１年１０月１日から施行する。

続きまして、５４ページをお願いします。

議案第２４号、紀美野町建設残土処理場条例の一部を改正する条例について。

紀美野町建設残土処理場条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成３１年２月２７日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町建設残土処理場条例の改正を行うものである。

続きまして、５５ページをお願いします。

紀美野町建設残土処理場条例の一部を改正する条例。

紀美野町建設残土処理場条例の一部を次のように改正する。

詳細につきましては、新旧対照表の３９ページをごらんください。

消費税率８％から１０％への改正のみとなっております。

附則といたしまして、この条例は平成３１年１０月１日から施行するとなっております。

続きまして、５８ページをお願いします。

議案第２６号、紀美野町公園条例の一部を改正する条例について。

紀美野町公園条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成３１年２月２７日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町公園条例の改正を行うものである。

５９ページをお願いします。

紀美野町公園条例の一部を改正する条例。

紀美野町公園条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

詳細につきましては、新旧対照表の４１ページをごらんください。

消費税率５％から１０％の改正のみとなっております。

附則といたしまして、この条例は平成３１年１０月１日から施行するとなっております。

以上、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いをいたします。

一部訂正をさせていただきます。

私、５％から１０％と申し上げたようでございましたので、８％から１０％に訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

以上でございます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

◎日程第２９ 議案第２１号 紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例について

◎日程第３０ 議案第２２号 紀美野町産品加工所条例の一部を改正する条例について

◎日程第３１ 議案第２８号 紀美野町のかみふれあい公園条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第２９、議案第２１号、紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例について、日程第３０、議案第２２号、紀美野町産品加工所条例の一部を改正する条例について及び日程第３１、議案第２８号、紀美野町のかみふれあい公園条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長（米田和弘君） それでは、議案２１号及び２２号、２８号について説明させていただきます。

議案書の４７ページをお願いいたします。

議案第２１号、紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例について。

紀美野町山の家おいし条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成３１年２月２７日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

消費税法等の改正により、平成３１年１０月１日から消費税及び地方消費税の税率が８％から１０％に引き上げられることに伴い、紀美野町山の家おいし条例の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが４８ページをお願いいたします。新旧対照表では３５ページをあわせてごらんください。

紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町山の家おいし条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

この別表につきましては、キャンプ場のキャンプ及びデイキャンプ等の区画ごとの利用料金を消費税の引き上げに伴い改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成３１年１０月１日から施行するものです。

以上、簡単ではございますが、紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

次に、議案書の４９ページをごらんください。

議案第２２号、紀美野町産品加工所条例の一部を改正する条例について。

紀美野町産品加工所条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成３１年２月２７日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

先ほどと同じく、消費税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町産品加工所条例の改正を行うものでございます。

５０ページをお願いいたします。新旧対照表では３６ページをあわせてごらんください。

紀美野町産品加工所条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町産品加工所条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

この別表につきましては、産品加工所の加工基本料と施策基本料を消費税の引き上げに伴い改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成３１年１０月１日から施行するものでございます。

以上、紀美野町産品加工所条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の６３ページをごらんください。

議案第 28 号、紀美野町のかみふれあい公園条例の一部を改正する条例について。

紀美野町のかみふれあい公園条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 27 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

紀美野町のかみふれあい公園の施設使用料の見直し及び消費税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町のかみふれあい公園条例の改正を行うものでございます。

64 ページをお願いいたします。新旧対照表では 44 ページ、45 ページをあわせてごらんください。

紀美野町のかみふれあい公園条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町のかみふれあい公園条例の一部を次のように改正する。

第 7 条中、「利用しようとする者」の次に「または第 9 条第 1 項の許可を受けた者」を加える。

第 9 条第 1 項に次の一語を加える。5 号、興行をしようとする者。

別表を次のように改める。

この別表につきましては、施設使用料のオートキャンプ場キャンプ料金の消費税引き上げに伴う改正や、デイキャンプとバーベキューサイトの使用料を 1 区画 2,090 円に、利用人数に応じ 1 人当たり 100 円を加算する見直しを行うものでございます。

また、パークゴルフ場使用料につきましては、町民の大人 1 ラウンドを 600 円とし、町民以外は 700 円に改正。高齢者等料金の高齢者を 70 歳以上から 65 歳以上に引き下げ、町民 1 ラウンド 400 円、町民以外は 500 円に改正。町民の小人 1 ラウンドを 150 円とし、町民以外は 200 円に改正。クラブやボールの貸し出しを 50 円とし、さらに 2 ラウンド料金で終日プレーができることなど、現在の利用者の利用傾向から休日、団体 2 ラウンド料金というものを廃止し、現在の複雑な料金設定を見直すことにより、新たな利用を促すものです。

また、65 ページの芝生広場等の占有使用における使用料を設けまして、物品の販売、出店、その他これに類するものについては、1 平方メートル 1 日につき 600 円、行として映画を撮影するときは 1 時間につき 1,200 円、行として写真を撮影するときは 1 台 1 日につき 500 円、興行を行うときは 1 平方メートル 1 日につき 10 円、展示会、

博覧会、催し、その他これに類するものについては、1件3時間まで5,000円で、3時間を超えるときは1時間増すごとに1,000円を加算することとしてございます。また、その他町長の指定するものについては、町長が定めることとしてございます。

これらの見直しにより、公園に新たな相乗効果をもたらし、利用の促進と振興につなげようとするものです。

附則といたしまして、消費税引き上げの施行日と周知期間を鑑みて、この条例は、平成31年10月1日から施行するものです。

以上、紀美野町のかみふれあい公園条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

◎日程第32 議案第29号 紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第32、議案第29号、紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長（家本 宏君） それでは、議案書の66ページをごらんください。

議案第29号、紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月27日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

過去13年にわたり、新入団員の減少及び高齢化等による退団者の増加による消防団員数の持続的な減少傾向から、現有団員数に合わせ団員の定数改正を行うものでございます。

議案書の67ページをお開きください。なお、新旧対照表47ページもあわせてお開きください。

紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「586人」を「520人」に改める。

第15条第1項の表を次のように改める。

この表は、団員の報酬を区分ごとに表示したものでございますが、新旧対照表のとおり、金額欄の全ての区分に「円」の記載を行ったものでございます。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成18年1月に紀美野町消防団が設置されましたが、直後から実員数は減少傾向でございました。特に平成26年度からは減少数が多くなり、平成30年度末には510人程度になる見込みとなったため、定数の改正を行うものでございます。

御審議の上、原案どおり御可決を賜りますようよろしくお願いいたします。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前10時27分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前10時45分)

◎日程第33 議案第30号 紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について

◎日程第34 議案第31号 辺地総合整備計画の変更について

○議長（美野勝男君） 日程第33、議案第30号、紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について、及び日程第34、議案第31号、辺地総合整備計画の変更について一括議題とします。

説明を願います。企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長（坂 詳吾君） それでは、議案書の68ページをお開きください。

議案第30号、紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について。

紀美野町過疎地域自立促進計画の一部を、次のとおり改正したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月27日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、紀美野町過疎地域自立促進計画において、交通・通信体系

の整備、情報化及び地域間交流の促進、教育の振興の事業内容を変更するものでございます。

議案書 69 ページをお開きください。

計画の変更についての説明資料でございます。

紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について。

3、交通・通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進について。

(3) 計画の(1) 市町村道、道路の事業の中に、町道釜滝柴目線改良及び町道下滝ノ川線改良、ともに事業主体が町となる事業を追加し、道路事業を計 10 事業とするものでございます。

変更に係る理由でございますが、町道釜滝柴目線改良につきましては、本路線は幅員が狭いことに加えて、起伏や迂曲箇所が多く、近年の交通量の増加に対し、円滑な通行や安全に支障を来しているため整備するものでございます。

また、町道下滝ノ川線改良につきましては、本路線は生活道路であり、幅員が非常に狭いことに加えて、迂回路がないため、利用者の安全及び利便性を考慮し、整備するものでございます。

続きまして、議案書 70 ページをお開きください。

7、教育の振興について。

(3) 計画の(3) 集会施設、体育施設等、集会施設の事業の中に河南集会所改築事業、事業主体が町となる事業を追加するもの及び(4) 過疎地域自立促進特別事業の中に、文化センター自主事業、事業主体が町となる事業を追加するものでございます。

変更に係る理由でございますが、河南集会所改築事業につきましては、住民自治、生涯学習、地域福祉活動等の拠点となる当該集会施設の老朽化に伴い整備するものでございます。

また、文化センター自主事業につきましては、地域に根差した文化活動の推進を図り、町民の教養、文化性を高め、豊かな感性を磨くため、文化センターにおいて自主事業を実施するものでございます。

以上、紀美野町過疎地域自立促進計画の変更に係る説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の 71 ページをお開きください。

議案第 31 号、辺地総合整備計画の変更について。

辺地総合整備計画を、別案のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整

備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項において準用する同条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成３１年２月２７日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、辺地総合整備計画の変更を行いたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により提案するものでございます。

議案書７２ページをお開きください。

紀美野町坂本辺地の総合整備計画書でございます。

このうち、今回の変更箇所につきましては、３、公共的施設の整備計画の中の下側の町道東福井牧場線舗装補修事業を追加するものでございます。

内容といたしましては、事業主体は町。事業費は３０８万２,０００円。この財源内訳につきましては、一般財源３０８万２,０００円。なお、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は３００万円。実施年度は平成３１年度となっております。

議案書７３ページをお開きください。

紀美野町真国辺地の総合整備計画書でございます。

今回の変更箇所につきましては、３、公共的施設の整備計画の中に、真国トンネル照明改良事業を追加するものでございます。

内容といたしましては、事業主体は町。事業費は１,３３５万７,０００円。この財源内訳につきましては、一般財源が１,３３５万７,０００円。なお、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額が１,３３０万円、実施年度は平成３１年度でございます。

以上、簡単ではございますが、辺地総合整備計画の変更に係る説明とさせていただきます。御審議の上、原案のとおり御可決いただけますようよろしくお願いいたします。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

◎日程第３５ 議案第３２号 紀美野町道路線の認定について

◎日程第３６ 議案第３３号 紀美野町道路線の変更について

◎日程第３７ 議案第３４号 紀美野町道路線の廃止について

○議長（美野勝男君） 日程第３５、議案第３２号、紀美野町道路線の認定について、日程第３６、議案第３３号、紀美野町道路線の変更について及び日程第３７、議案第３４号、紀美野町道路線の廃止について、一括議題とします。

説明を願います。建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長(井村本彦君) それでは、議案書の74ページをお願いします。

議案第32号、紀美野町道路線の認定について。

道路法第8条第1項の規定により、紀美野町道路線を下記のとおり認定したいので、同法同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月27日提出 紀美野町長 寺本光嘉
路線名でございます。2路線でございます。

動木柴目線。延長は2,085メートル、幅員は6.5メートルから18.7メートル、起点につきましては、動木356番1地先、終点が柴目246番2地先。

もう1路線、桂瀬松ヶ峯線につきましては、幅員が3.7から9.4メートル、延長が1,800メートル、起点が桂瀬26番1地先、終点が松ヶ峯376番1地先となっております。これにつきましては、山畑農免道路と国道370号松ヶ峯地内の県よりの移管により、町道認定申請がありましたので、今回お願いするものでございます。

続きまして、75ページをお願いします。

議案第33号、紀美野町道路線の変更について。

道路法第10条第2項の規定により、紀美野町道路線を下記のとおり変更したいので、同法同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月27日提出 紀美野町長 寺本光嘉
路線名は柳盛米池線、幅員、延長につきましては、幅員が2メートルから11メートル、延長が730.1メートル、起点、終点につきましては、起点が長谷宮121番地先、終点が毛原上860番地先でございます。新につきましては、幅員が2.8メートルから11メートル、延長が629.5メートル、起点が長谷宮1084番地先、終点が毛原上860番地先となっております。こちらにつきましては、5年に1度の町道台帳の見直しによるところの変更でございます。

続きまして、76ページをお願いします。

議案第34号、紀美野町道路線の廃止について。

道路法第10条第1項の規定により、紀美野町道路線を下記のとおり廃止したいので、同法同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月27日提出 紀美野町長 寺本光嘉
路線名は、久木原線。延長、幅員につきましては、幅員が1.5から5メートル、延

長は367.5メートル、起点、終点につきましては、起点が井堰の79番地先、終点は井堰の2番地先となっております。こちらも町道台帳の見直しによる廃止になっているものでございます。

以上、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いをいたします。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

◎日程第38 議案第35号 教育委員会委員の任命の同意について

◎日程第39 議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（美野勝男君） 日程第38、議案第35号、教育委員会委員の任命の同意について及び日程第39、議案第36号、人権擁護委員候補者の推薦について、一括議題とします。

説明を願います。町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長（寺本光嘉君） 議案書の78ページをお願いいたします。

議案第35号、教育委員会委員の任命の同意についてでございます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

これにつきましては、教育委員の再任ということで、岩橋恭子さん、昭和28年3月24日生まれ。住所は、紀美野町長谷660番地でございます。

先ほども申し上げましたが、提案理由としては、平成31年3月18日をもって任期満了となりますので、委員の任命を再任するものでございます。一つ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案書78ページをお願いします。

議案第36号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

これにつきましては、提案理由は、平成31年6月30日をもって現委員の任期が満了となるため、新たに委員候補者の推薦を行うものでございます。

推薦は、湯上章夫、生年月日は、昭和35年4月2日生まれ。住所は、紀美野町下佐々862番地の1でございます。

一つ御審議のほど、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

◎日程第４０ 議案第３７号 平成３０年度紀美野町一般会計補正予算（第７号）について

○議長（美野勝男君） 日程第４０、議案第３７号、平成３０年度紀美野町一般会計補正予算（第７号）について議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） それでは、議案書の８０ページをお開きください。

議案第３７号、平成３０年度紀美野町一般会計補正予算（第７号）。

平成３０年度紀美野町の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，１４１万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７３億１，８１１万９，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第２条、地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第３条、債務負担行為の変更は、「第３表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第４条、地方債の変更は、「第４表地方債補正」による。

平成３１年２月２７日提出 紀美野町長 寺本光嘉

恐れ入ります。８８ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

１３款使用料及び手数料、２項３目土木手数料５，３４６万円の増額補正で、建設残土処理手数料でございます。

１４款国庫支出金、１項１目民生費国庫負担金で２０万１，０００円の増額補正でございます。内訳は、国民健康保険基盤安定負担金で２万２，０００円の増額。児童福祉

費負担金、子どものための教育・保育給付交付金で17万9,000円の増額によるものでございます。

3目災害復旧費国庫負担金。公共土木施設災害復旧費で148万3,000円の減額補正でございます。

4目消防費国庫負担金154万7,000円の増額補正で、緊急消防援助隊活動費でございます。

2項1目総務費国庫補助金115万4,000円の増額補正で、プレミアムつき商品券事務費補助金でございます。これにつきましては、消費税率等引き上げにより、低所得者や子育て世帯向けの消費喚起のため、プレミアムつきの商品券発行に係るものでございます。

3目衛生費国庫補助金452万6,000円の減額補正で、合併浄化槽設置整備に係る循環型社会形成推進交付金の減額によるものでございます。

4目土木費国庫補助金2,551万2,000円の増額補正で、新神原団地整備や橋梁の修繕工事に係る社会資本整備総合交付金でございます。

5目教育費国庫補助金637万円の増額補正で、ブロック塀の改修や空調設備設置に係るブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金でございます。

89ページにわたりまして15款県支出金、1項1目民生費県負担金21万3,000円の増額補正でございます。内訳は、国民健康保険基盤安定負担金で12万4,000円。子どものための教育・保育給付交付金で8万9,000円の増額によるものでございます。

2項1目総務費県補助金270万3,000円の減額補正で、土砂災害ハザードマップ作成に係る和歌山防災力パワーアップ補助金でございます。

2目民生費県補助金6万8,000円の増額補正で、ひとり親家庭医療費補助金でございます。

3目衛生費県補助金357万5,000円の減額補正で、合併浄化槽設置補助金でございます。

4目農林水産業費県補助金953万2,000円の減額補正で、内訳は、鳥獣害防止総合対策事業費補助金910万円の減額。機構集積協力金6万8,000円の増額。グリーンツーリズム推進補助金50万円の減額でございます。

3項2目民生費県委託金100万円の減額補正で、在宅育児支援助成委託金の減額に

よるものでございます。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金で5,475万1,000円の減額補正で
ございます。

4目河川浄化推進事業基金繰入金で214万5,000円の減額補正でございます。

6目ふるさとまちづくり応援基金繰入金で52万円の減額補正でございます。

90ページに移りまして、21款町債、1項1目総務債270万円の減額補正で、内
訳は、議会会議室等赤外線マイク設備更新工事に係る60万円の減額と土砂災害ハザード
マップ作成に係る210万円の減額です。

5目土木債で4,090万円の減額補正で、町道平中通り2号線改良工事や橋梁の修
繕工事に係る1,550万円の減額と新神原団地整備に係る2,540万円の減額です。

6目消防費で160万円の減額補正で、小型動力ポンプ購入に係るものでございます。

7目教育債で2,940万円の増額補正です。これにつきましては、小川小学校空調
設備設置事業に係るものでございます。

9目災害復旧費390万円の減額補正で、里道、町道、河川の災害復旧工事に係るも
のでございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

91ページをごらんください。

1款議会費、1項1目議会費60万5,000円の減額補正で、議会会議室等赤外線
マイク設備更新工事の入札差額によるものでございます。

2款総務費、1項1目一般管理費20万円増額補正、5目企画費52万9,000円
の増額補正で、ともに時間外勤務手当の増額でございます。

11目災害防災諸費502万3,000円の減額補正でございます。内訳は、土砂災
害ハザードマップ作成委託料の入札差額458万3,000円と自主防災組織へ防災訓
練に対する補助金44万円の減額です。

12目プレミアムつき商品券事業費115万5,000円の増額補正でございまして、
時間外勤務手当で11万円、事務用品費18万1,000円、対象者の抽出のためのシ
ステム改修委託料として86万4,000円を計上してございます。

2項1目税務総務費516万3,000円の増額補正で、固定資産税の課税誤りによ
る還付金でございます。

92ページをお開きください。

3 款民生費、1 項3 目老人福祉費 5 7 7 万 2, 0 0 0 円の減額補正で、集落支援員の賃金 1 7 8 万 2, 0 0 0 円の減額。老人保護措置費 3 9 9 万円を減額するものでございます。

8 目ひとり親家庭医療費 1 4 万の増額補正で、審査支払い委託料 2 万円の増額。それと、実績により不足が生じることから、医療費扶助 1 2 万円を増額するものでございます。

1 1 目国民健康保険事業費、国民健康保険事業特別会計への繰出金 1 9 万 4, 0 0 0 円の増額補正。

1 2 目介護保険事業費、介護保険事業特別会計への繰出金 3 5 8 万 8, 0 0 0 円の増額補正。

1 3 目後期高齢者医療費、後期高齢者医療特別会計への繰出金 1 5 7 万 2, 0 0 0 円の減額補正でございます。

2 項1 目児童福祉総務費 1 6 0 万円の減額補正で、管外広域保育委託料で 4 0 万円の増額。扶助費の在宅育児支援給付金 2 0 0 万円を減額するものでございます。

4 款衛生費、1 項1 目保健衛生総務費 3 7 9 万 6, 0 0 0 円の増額補正で、野上厚生病院への支出金でございます。

続いて、9 3 ページをお開きください。

4 目環境衛生費、簡易水道事業特別会計への繰出金 3 9 0 万円の増額でございます。

7 目診療所費、国民健康保険診療所事業特別会計への繰出金 2 4 6 万 8, 0 0 0 円の減額でございます。

2 項1 目清掃総務費 5 8 万 2, 0 0 0 円の増額補正で、紀の海広域施設組合への負担金でございます。

3 目し尿処理費 1, 0 7 2 万 4, 0 0 0 円の減額補正で、合併処理浄化槽設置補助金の減額でございます。

5 款農林水産業費、1 項3 目農業振興費 9 0 3 万 2, 0 0 0 円の減額補正で、内訳は鳥獣害防止総合対策事業用材料費で 9 1 0 万円の減額。機構集積協力金 6 万 8, 0 0 0 円の増額でございます。

4 目耕地総務費 3 3 万 4, 0 0 0 円の減額補正で、農業集落排水事業特別会計繰出金の減額でございます。

9 4 ページにわたりまして、4 項1 目山村振興総務費 1, 1 4 8 万 5, 0 0 0 円の減額

補正で、賃金、需用費、役務費、使用料及び賃借料につきましては、地域おこし協力隊と集落支援員の採用人数が予定していた数を下回ったため、事業費を888万4,000円減額しますのと、13節で地域おこしコーディネート委託料20万円の減額。19節でまちづくり支援補助金140万1,000円とグリーンツーリズム推進事業補助金100万円をそれぞれ減額するものでございます。

6款商工費、1項2目観光費、19節新たに自転車を活用したまちづくりを推進する全国市町村長の会の会費として1万円を計上してございます。

7款土木費、2項1目道路橋梁維持費、町道補修及び舗装、生活関連工事で150万円の増額補正でございます。

95ページに移りまして、2目道路橋梁新設改良費、町道平中通り2号線改良工事1,500万円の減額補正でございます。

3項1目住宅管理費、財源内訳の変更で補正額の増減はありません。公営住宅建設事業債2,540万円と一般財源1万1,000円を社会資本整備総合交付金2,541万1,000円に変更したものでございます。

5項1目建設残土処理費750万円の増額補正で、建設残土処分場への進入路舗装工事費でございます。

8款消防費、1項1目常備消防費、財源内訳の変更で、補正額の増減はありません。一般財源154万7,000円を緊急消防援助隊活動費負担金に変更したものでございます。

2目非常備消防費159万5,000円の減額補正で、小型動力ポンプ購入に係る入札差額によるものでございます。

96ページにわたりまして、9款教育費、2項1目学校管理費3,137万5,000円の増額補正で、小川小学校の空調設備設置工事の管理業務委託料158万8,000円と工事費2,978万7,000円でございます。

3項1目学校管理費、財源内訳の変更で補正額の増減はありません。一般財源318万3,000円をブロック塀耐用臨時特例交付金に変更したものでございます。

4項1目社会教育総務費30万円の増額補正で、バンガローの消防設備の修繕費でございます。

10款災害復旧費、1項1目道路橋梁災害復旧費470万5,000円の減額。2目河川災害復旧費142万7,000円の減額で、いずれも工事費の入札差額によるもの

でございます。

恐れ入ります。議案書の84ページにお戻りください。

第2表繰越明許費でございます。

全部で12事業ございまして、繰り越す事業費の合計は3億9,050万3,000円となっております。個々の事業名、事業費につきましては、表記載のとおりでございます。

下段の第3表債務負担行為補正をごらんください。

変更する事項といたしましては、紀美野町雨山水辺公園と紀美野町山の家おいしの指定管理料でございます。

紀美野町雨山水辺公園の指定管理料につきましては、平成31年度の限度額30万円を30万3,000円に、紀美野町山の家おいしの指定管理委託料については、平成31年度の限度額246万9,000円を249万2,000円に、平成32年度の限度額246万9,000円を251万5,000円にそれぞれ変更するものでございます。

次に85ページをごらんください。

第4表地方債補正でございます。

一般単独事業債では、限度額を2,720万円増額の2億1,800万円に。過疎対策事業債では、限度額を1,760万円減額の2億8,900万円に。公営住宅建設事業債では、限度額を2,540万円減額の1億5,180万円に。災害復旧事業債では、限度額を390万円減額の1,150万円にそれぞれ変更するものでございます。

なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第37号、平成30年度紀美野町一般会計補正予算（第7号）の説明といたします。どうかよろしくお願いいたします。

（総務課長 細峪康則君 降壇）

◎日程第41 議案第38号 平成30年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

◎日程第42 議案第39号 平成30年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）について

◎日程第43 議案第40号 平成30年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（美野勝男君） 日程第４１、議案第３８号、平成３０年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について及び日程第４２、議案第３９号、平成３０年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第４号）について及び日程第４３、議案第４０号、平成３０年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、一括議題とします。

説明をお願いします。住民課長、仲岡君。

（住民課長 仲岡みち子君 登壇）

○住民課長（仲岡みち子君） 議案書の９８ページをお願いいたします。

議案第３８号、平成３０年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）。

平成３０年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８，７７３万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３億３，５５１万４，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条、地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表繰越明許費」による。

平成３１年２月２７日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、１０４ページをお願いいたします。

歳入歳出の補正内容について、補正予算事項別明細書にて説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

３款県支出金、１項県補助金、１目保険給付費等交付金、１節普通交付金で４２万円の増額補正でございます。これは、退職被保険者等高額医療費の増額によるものでございます。

次に、２節特別調整交付金でございます。２１７万９，０００円の増額補正です。内訳を申し上げますと、保健事業分５８万１，０００円増額。診療所分１５９万８，０００円の増に伴う補正でございます。

５款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金、１節保険基盤安定繰入金、保

除税軽減分15万円増額で、総額4,218万2,000円になります。2節保険基盤安定繰入金、保険者支援金分でございます。4万4,000円の増額で総額2,337万4,000円になります。

5款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金941万1,000円増額です。

6款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金、平成29年度繰越金確定により7,553万1,000円と補正前の予算額を足しまして、総額7,553万2,000円の繰り越しとなるものでございます。

次のページ、歳出でございます。

2款保険給付費、2項高額療養費、2目退職被保険者高額療養費、19節負担金補助及び交付金。医療費の増により42万円の増額補正でございます。

5款保険事業費、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康審査等事業費。今回の歳入の補正に伴い、一般財源から特定財源へと財源更正を行うものでございます。

6款基金積立金、1項1目財政調整基金、25節積立金3,777万円を増額補正と、補正前の予算額23万円を足しまして合計3,800万円を積み立て、基金残高2億4,381万8,000円となる見込みでございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、23節償還金利子及び割引料、過誤の還付金135万4,000円の増額補正でございます。

2目退職被保険者等保険税還付金4万7,000円の増額補正でございます。これにつきましては、国民健康保険税の算定方式に資産割が含まれていることから、今回平成11年度から平成29年度まで固定資産税更正に伴い遡及還付するものでございます。

次のページ、3目療養給付費等負担金償還金、23節償還金利子及び割引料4,641万7,000円の増額です。過年度返還金額の確定による補正でございます。

5目特定健康診査等負担金償還金、23節償還金利子及び割引料12万9,000円の増額です。過年度返還金の確定による補正でございます。

7款諸支出金、2項1目繰出金、国保直営診療所運営費特別調整交付金159万8,000円の増額です。この増額分につきましては、国民健康保険診療所事業特別会計に全額繰り出すものでございます。

恐れ入りますが、101ページに戻っていただきまして、第2表繰越明許費について御説明いたします。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、事業名、国民健康保険税誤り還付事業、一般被保険者分、事業費 1 3 5 万 4, 0 0 0 円。同じく退職被保険者分、事業費 4 万 7, 0 0 0 円。合計 1 4 0 万 1, 0 0 0 円でございます。

以上、平成 3 0 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についての御説明とさせていただきます。

続きまして、1 0 8 ページをごらんください。

議案第 3 9 号、平成 3 0 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）。

平成 3 0 年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 1 4 2 万 1, 0 0 0 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、歳入歳出の補正内容について、補正予算事項別明細書にて御説明を申し上げます。

1 1 3 ページをごらんください。

歳入でございます。

4 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金 2 4 6 万 8, 0 0 0 円の減額補正でございます。内訳を申し上げますと、平成 2 9 年度繰越金の確定による 8 7 万円の減額補正と、同じく 1 目一般会計繰入金及び 2 目国民健康保険事業特別会計繰入金につきまして、国保特別会計から繰入金 1 5 9 万 8, 0 0 0 円増額交付となり、財源内訳の変更に伴うものでございます。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1 0 8 万 5, 0 0 0 円の増額。これにつきましては、医師僻地診療所である国吉・長谷毛原・細野診療所の収支マイナス分の一部を国から特別調整交付金として補填されるものであります。特別交付税の増額の主な内容は、長谷毛原診療所、国吉診療所の医療用機器整備事業、分包機の購入と施設修繕及び空調設備修繕に対する町負担分の増額分が交付対象となったものでございます。

次の１１４ページ、歳出でございます。

１款総務費、１項施設管理費、１目一般管理費、１節修繕料２１万５,０００円増額補正でございます。長谷毛原診療所診察室の照明器具が経年劣化のためＬＥＤ照明機器に取りかえるものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成３０年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第４号）の説明とさせていただきます。

続きまして、１１６ページをお願いいたします。

議案第４０号、平成３０年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）。

平成３０年、紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億４,５８６万３,０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成３１年２月２７日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、歳入歳出補正内容につきまして、補正予算事項別明細書にて説明を申し上げます。

１２０ページをごらんください。

歳入です。

４款繰入金、１項繰入金、１目一般会計繰入金、事務費繰入金１５７万２,０００円の減額補正で、平成２９年度繰越金確定による補正でございます。

５款繰越金、１項１目繰越金、前年度繰越金確定に伴う１５７万２,０００円の増額補正でございます。

以上、簡単ではございますが、平成３０年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の説明とさせていただきます。

以上で特別会計補正３議案につきまして、御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いいたします。

（住民課長 仲岡みち子君 降壇）

◎日程第４４ 議案第４１号 平成３０年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について

○議長（美野勝男君） 日程第４４、議案第４１号、平成３０年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について、議題とします。

説明をお願いします。保健福祉課長、湯上君。

（保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇）

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） それでは、議案書の１２２ページをごらんください。

議案第４１号、平成３０年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）。

平成３０年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，５３５万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７億３，４３７万５，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成３１年２月２７日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、１２７ページをごらんください。

歳入でございます。

３款１項１目介護給付費負担金４７０万５，０００円の増額補正につきましては、介護給付費の伸びの見込みのうち施設分２，０７０万円の１５％分、その他分８００万４，０００円の２０％です。

３款２項１目調整交付金２８７万円の増額補正につきましては、介護給付費の伸びの見込み２，８７０万４，０００円の１０％です。

５目保険者機能強化推進交付金２５６万５，０００円の増額補正につきましては、今年度から始まったもので、市町村ごとの高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取り組みの実施状況や、第１号被保険者数を勘案して交付されるものです。

４款１項１目介護給付費交付金７７５万円の増額補正につきましては、介護給付費の伸びの見込み２，８７０万４，０００円の２７％です。

５款１項１目介護給付費負担金４６２万２，０００円の増額補正につきましては、介護給付費の伸びの見込みのうち施設分２，０７０万円の１７．５％、その他分８００万４，０００円の１２．５％です。

7 款 1 項 1 目介護給付費繰入金 3 5 8 万 8, 0 0 0 円の増額補正につきましては、介護給付費の伸びの見込み 2, 8 7 0 万 4, 0 0 0 円の 1 2. 5 %です。

9 款 2 項 4 目雑入の介護予防支援計画作成報酬の 7 5 万円の減額補正につきましては、地域包括支援センターとしての報酬の受け取りが当初を下回る見込みとなったためです。

次に、1 2 9 ページをごらんください。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費の介護予防支援業務委託料 7 5 万円の減額補正につきましては、全数委託を行っているため、先ほどの歳入の 9 款 2 項 2 目雑入と同額としております。

2 款 1 項 2 目地域密着型サービス給付費 2 3 6 万 4, 0 0 0 円の増額補正につきましては、小規模多機能型居宅介護の利用者増と本年度から住所地特例者に定期循環随時対応型訪問看護、看護小規模多機能型居宅介護の利用が始まったことによるものです。

3 目施設介護サービス給付費 2, 0 7 0 万円の増額補正につきましては、介護老人保健施設の入所者のうち、要介護 3 と要介護 5 の入所者増に伴うものです。

5 目居宅介護住宅改修費 7 8 万円の減額補正につきましては、当初を下回る見込みとなったためです。

6 目居宅介護サービス計画給付費 7 5 万円の増額補正につきましては、当初を上回る見込みとなったためでございます。

2 款 2 項 1 目介護予防サービス給付費 1 8 6 万円の増額補正につきましては、当初見込みより医療系サービス等の給付が上回る見込みとなったためです。

続く 1 3 0 ページをごらんください。

4 目介護予防住宅改修費 7 8 万円の増額補正につきましては、当初を上回る見込みとなったためでございます。

5 目介護予防サービス計画給付費 7 5 万円の減額補正につきましては、当初を下回る見込みとなったためでございます。

2 款 4 項 1 目高額介護サービス費 1 9 8 万円の増額補正につきましては、全体の対象者数は変わりませんが、自己負担 2 割、3 割の方がふえたため、1 人当たりの金額増が影響したものです。

2 款 5 項 1 目高額医療合算サービス費 6 0 万円の増額補正につきましては、申請件数の増加に伴い不足が見込まれるためです。

2 款 6 項 1 目特定入所者介護サービス費 1 2 0 万円の増額補正につきましては、施設利用の方の申請がふえたためです。

1 3 1 ページをごらんください。

4 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金 2 6 0 万 4, 0 0 0 円の減額補正につきましては、給付増額による保険料不足が見込まれるため充当するものです。これに伴う平成 3 0 年度末の基金残高の見込みは 2, 0 2 3 万 8, 3 5 3 円となります。

以上、簡単ではございますが、議案第 4 1 号の説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

◎日程第 4 5 議案第 4 2 号 平成 3 0 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（美野勝男君） 日程第 4 5、議案第 4 2 号、平成 3 0 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第 2 号）について、議題とします。

説明を願います。産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長（米田和弘君） それでは、議案書の 1 3 2 ページをごらんください。

議案第 4 2 号、平成 3 0 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第 2 号）。

平成 3 0 年度紀美野町の、のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 0 2 万 2, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 0 9 0 万 1, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

恐れ入りますが、議案書の 1 3 7 ページをごらんください。

2、歳入でございます。

3 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金で 7 0 0 万 5, 0 0 0 円の減額補正でございます。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金で前年度繰越金 1 4 8 万 3, 0 0 0 円の増額補正でございます。これにつきましては、前年度繰越金が確定したものでございます。

6 款県支出金、1 項 1 目総務費県補助金で 5 0 万円の増額補正でございます。これにつきましては、パークゴルフ場のあずま屋設置工事費に係るものとして、観光施設整備補助金を計上してございます。

続きまして、1 3 8 ページをごらんください。

3、歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費で 5 7 6 万 4, 0 0 0 円の減額補正でございます。内訳といたしましては、4 節共済費、社会保険料負担金で 5, 0 0 0 円。7 節賃金の臨時雇用賃金で 3 8 万 1, 0 0 0 円の増額補正。そして、1 3 節委託料、施設清掃委託料で 5 8 2 万円、2 7 節公課費、消費税納付金で 3 3 万円の減額補正によるものでございます。主には施設清掃委託料は、当初予算で 6 9 0 万円置かせていただいておりますが、1 0 8 万円で委託できましたので、その差額を減額するものでございます。

次に、2 款諸支出金、1 項 1 目財政調整基金費で 2 5 節財政調整基金積立金 7 4 万 2, 0 0 0 円の増額補正でございます。これにつきましては、繰越金の 2 分の 1 を下回らない額を積み立てるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 4 2 号、平成 3 0 年度紀美野町ふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

（産業課長 米田和弘君 降壇）

◎日程第 4 6 議案第 4 3 号 平成 3 0 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（美野勝男君） 日程第 4 6、議案第 4 3 号、平成 3 0 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について議題とします。

説明を願います。建設課長、井村君。

（建設課長 井村本彦君 登壇）

○建設課長（井村本彦君） それでは、1 4 0 ページをお願いします。

議案第 4 3 号、平成 3 0 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）。

平成 3 0 年度紀美野町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,120万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月27日提出 紀美野町長 寺本光嘉

144ページをお願いします。

歳入。

4款繰入金で一般会計からの繰入金額を33万4,000円減額をするものでございます。これにつきましては、5款繰越金での前年度繰越金の確定による補正でございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようよろしく願いをいたします。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

◎日程第47 議案第44号 平成30年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について

○議長(美野勝男君) 日程第47、議案第44号、平成30年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について議題とします。

説明を願います。水道課長、山本君。

(水道課長 山本訓永君 登壇)

○水道課長(山本訓永君) それでは、議案書146ページをお開きください。

議案第44号、平成30年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)。

平成30年度紀美野町の簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億326万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月27日提出 紀美野町長 寺本光嘉

150ページをお開きください。

歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目水道使用料 3 9 0 万円の減額補正でございます。人口と水需要の減少及び 9 月の台風災害に係る水道使用料の減額によるものでございます。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 3 9 0 万円の増額補正でございます。水道使用料の減額により繰入金を増額計上させていただいております。

以上、平成 3 0 年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

（水道課長 山本訓永君 降壇）

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 1 1 時 5 0 分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 1 時 2 7 分）

◎日程第 4 8 議案第 4 5 号 平成 3 1 年度紀美野町一般会計予算について

○議長（美野勝男君） 日程第 4 8、議案第 4 5 号、平成 3 1 年度紀美野町一般会計予算について議題とします。

説明の際には、ページ数を言ってから説明を願いたいと思います。

それでは、歳入全般及び歳出第 1 款から第 2 款について説明を願います。1 人ずつ挙手により説明となっていきます。

総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） それでは、平成 3 1 年度紀美野町予算書の 1 ページをお開きください。

議案第 4 5 号、平成 3 1 年度紀美野町一般会計予算。

平成 3 1 年度紀美野町の一般会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 7 6 億 8 7 0 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年2月27日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、平成31年度予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入でございます。目を中心に御説明申し上げます。

なお、説明資料の添付、別添で添えさせていただいておりますので、随時御参照いただきたいと存じます。

それでは、説明させていただきます。

1款町税、1項1目の個人では、前年度比84万2,000円減額の2億8,418万5,000円の計上でございます。

2目の法人では5万円増額の2,096万1,000円の計上でございます。

2項1目の固定資産税では1,225万8,000円増額の3億9,429万4,000円の計上でございます。

2目の国有資産等、所在市町村交付金及び納付金では5万1,000円減額の242万7,000円の計上となっております。

3項1目の軽自動車税では13万3,000円増額の3,662万4,000円の計上でございます。

4ページをお開きください。

4 項 1 目の市町村たばこ税は 3 0 0 万円増額の 3, 5 0 0 万円の計上でございます。

5 項 1 目の入湯税は前年度と同額の 1 0 万円の計上です。

次に、2 款地方譲与税、1 項 1 目の地方揮発油譲与税は、前年度と同額の 2, 0 0 0 万円でございます。

2 項 1 目の自動車重量譲与税は前年度と同様の 4, 5 0 0 万円の計上となっております。

3 項 1 目の森林環境譲与税は今年度から創設されたものでございまして、1, 1 4 0 万 3, 0 0 0 円の計上です。

3 款利子割交付金、1 項 1 目の利子割交付金は前年度と同額の 2 0 0 万円でございます。

5 ページに移ります。

4 款配当割交付金、1 項 1 目の配当割交付金は前年度と同額の 3 0 0 万円でございます。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項 1 目の株式等譲渡所得割交付金は、5 0 万円増額の 1 0 0 万円の計上です。

6 款地方消費税交付金、1 項 1 目の地方消費税交付金は、1, 0 0 0 万円増額の 1 億 4, 0 0 0 万円を計上してございます。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項 1 目のゴルフ場利用税交付金は、1 0 0 万円減額の 3, 0 0 0 万円の計上でございます。

8 款自動車取得税交付金、1 項 1 目自動車取得税交付金は、3 9 0 万円増の 1, 1 9 0 万円の計上でございます。

9 款環境性能割交付金、1 項 1 目の環境性能割交付金は、今年度から創設されたものでございまして 3 7 3 万円の計上でございます。

次の 6 ページをお開きください。

1 0 款地方特例交付金、1 項 1 目の地方特例交付金は、5 0 万円増額の 2 0 0 万円の計上です。

2 目子ども・子育て支援臨時特例交付金は、今年度から創設されたものでございまして、7 3 6 万 1, 0 0 0 円の計上となっております。

1 1 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税は、5, 0 0 0 万円増額の 3 5 億 5, 0 0 0 万円の計上です。

1 2 款交通安全対策特別交付金、1 項 1 目の交通安全対策特別交付金は、1 0 万円減額の 7 0 万円の計上でございます。

1 3 款分担金及び負担金、1 項 1 目の農林水産業費分担金では 3 9 万円減額の 6 5 万円の計上としてございます。

2 目土木費分担金では、小規模がけ崩れ対策事業分担金として 2 5 万円増額の 5 0 万円を計上してございます。

次の 7 ページをお開きください。

2 項 1 目の総務費負担金では、地上デジタル放送難視聴対策事業加入金 1 2 万円増額の 1 5 万円の計上でございます。

2 目の民生費負担金では 1, 0 5 1 万 1, 0 0 0 円減額の 1, 8 3 8 万 3, 0 0 0 円の計上としてございます。幼児教育の無償化に伴う児童福祉施設負担金の減額が主な要因となっております。

1 4 款使用料及び手数料、1 項 1 目の総務手数料は、3 万 6, 0 0 0 円減額の 1 1 9 万円を計上してございます。

2 目の民生使用料は 5 万 3, 0 0 0 円増額の 3 2 1 万 9, 0 0 0 円の計上です。

3 目の農林水産業使用料は、4 5 万円増額の 1 5 9 万円の計上です。これは、短期滞在施設使用料が増額の要因となっております。

4 目の土木使用料では 1 7 万 1, 0 0 0 円増額の 3, 6 8 9 万 5, 0 0 0 円の計上です。

次の 8 ページにわたりまして、5 目教育使用料では 5 3 万 5, 0 0 0 円増額の 3 7 0 万 5, 0 0 0 円の計上でございます。

2 項 1 目の総務手数料では 4 3 万 2, 0 0 0 円減額の 4 3 1 万 6, 0 0 0 円の計上としてございます。

2 目の衛生手数料では 1 4 7 万円減額の 1, 2 3 3 万 8, 0 0 0 円の計上で、一般廃棄物収集手数料が 1 4 5 万円の減額しております。

3 目の土木手数料は、1 億 8, 0 5 6 万円増額の 2 億 1 8 万 4, 0 0 0 円の計上でございます。建設残土処理手数料が増額の要因でございます。

4 目の消防手数料は、前年度と同額の 1 万円の計上となっております。

次の 9 ページをごらんください。

1 5 款国庫支出金、1 項 1 目の民生費国庫負担金では 5 4 万 6, 0 0 0 円減額の 1 億 8, 6 0 2 万 2, 0 0 0 円の計上です。

2 目の衛生費国庫負担金については、前年度と同額の 2 4 万円の計上です。

2 項 1 目の総務費国庫補助金は 1 億 1, 8 5 3 万 9, 0 0 0 円の増額しておりまして、1 億 3, 6 8 8 万 8, 0 0 0 円の計上です。主な増額の要因であります。説明欄の地方創生道整備推進交付金、それから、プレミアム付商品券事務費補助金、事業費補助金の計上を新たにしているためでございます。

2 目の民生費国庫補助金では、2 3 6 万円増額の 9 7 2 万 5, 0 0 0 円の計上です。説明欄の生活困窮者自立相談支援事業費等補助金は、新たな計上でございます。

3 目の衛生費国庫補助金では 2 万 4, 0 0 0 円増額の 6 9 3 万 2, 0 0 0 円の計上です。感染症予防事業費等補助金で 1 1 4 万 4, 0 0 0 円の増額。循環型社会形成推進交付金 1 1 7 万 1, 0 0 0 円を、こちらは減額をして計上しております。

次の 1 0 ページをお開きください。

4 目の土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金 1, 1 7 0 万 1, 0 0 0 円増額の 3, 4 3 9 万 1, 0 0 0 円を計上してございます。

5 目の教育費国庫補助金は 1 8 1 万 9, 0 0 0 円減額の 3 2 万 1, 0 0 0 円を計上しております。この減額の要因は、昨年では僻地児童生徒援助費等補助金 1 8 9 万円を計上していたためでございます。

6 目の消防費国庫補助金では、新たに消防団施設整備費補助金 3 5 7 万 6, 0 0 0 円を計上してございます。

次に、3 項 1 目の総務費国庫委託金では 1, 0 0 1 万 4, 0 0 0 円増額の 1, 0 1 8 万 6, 0 0 0 円の計上です。これは、参議院議員通常選挙執行委託金 1, 0 0 0 万円が新たに計上しているためでございます。

2 目の民生費国庫委託金では 1 5 万 5, 0 0 0 円減額の 2 3 3 万 6, 0 0 0 円の計上です。

次、1 1 ページにわたりまして、1 6 款県支出金、1 項 1 目の民生費県負担金は 1 4 6 万減額の 1 億 5, 3 7 1 万 7, 0 0 0 円の計上でございます。

2 目の衛生費県負担金は、前年度と同額の 1 2 万円を計上しております。

3 目の農林水産業費県負担金では 3, 1 6 4 万 2, 0 0 0 円増額の 7, 8 0 2 万 2, 0 0 0 円の計上です。これは、地籍調査事業によるものでございます。

2 項 1 目の総務費県補助金で 1 5 4 万 3, 0 0 0 円減額の 9 5 9 万 8, 0 0 0 円の計上です。昨年度計上しておりました紀の国防犯カメラ設置事業補助金がなくなり、和歌山

防災力パワーアップ補助金が224万2,000円減額した反面、移住支援事業補助金150万円を新たに計上してございます。

12ページあたりまして、2目の民生費県補助金では148万円増額の3,100万2,000円の計上です。新たなものとしまして、3節障害者福祉費補助金の説明欄7行目の、自殺対策強化事業補助金2万円。4節児童福祉費補助金の説明欄4行目の紀州っ子いっぱいサポート事業費補助金234万円を計上してございます。なお、紀州っ子いっぱいサポート事業費補助金は、前年度の第3子以降保育料助成事業補助金から名称を変更したものでございます。

3目の衛生費県補助金では122万5,000円減額の618万4,000円計上です。減額の主な要因は、合併処理浄化槽設置補助金でございます。

4目の農林水産業費県補助金では291万4,000円増額の6,825万5,000円計上です。新たなものとしまして、1節農業費補助金の説明欄にありますため池調査事業費補助金455万8,000円です。

13ページをごらんください。

5目の商工費県補助金は昨年度と同額の1万5,000円の計上です。

6目の土木費県補助金も昨年度と同額の4万3,000円の計上です。

7目消防費県補助金は11万8,000円減額の200万2,000円の計上です。

8目教育費県補助金は1,000円減額の132万2,000円の計上です。

3項1目の総務費県委託金では600万円減額の2,045万7,000円の計上でございます。減額の要因は、昨年度、県知事選挙執行委託金950万円を計上していたためでございます。

2目の民生費県委託金では、在宅育児支援助成委託金75万円減額の150万円を計上してございます。

3目の農林水産業費県委託金は、日本鹿管理捕獲業務委託金6万円増額の39万円の計上です。

4目の教育費県委託金では、人権啓発活動地方委託金6万3,000円増額の26万3,000円の計上です。

14ページをごらんください。

17款財産収入、1項1目の財産貸付収入では24万9,000円増額の1,254万1,000円の計上としてございます。

2 目の利子及び配当金では3 万円減額の3 5 8 万8, 0 0 0 円の計上です。

2 項1 目の物品売払収入及び2 目の不動産売払収入につきましては、前年度と同額の1, 0 0 0 円の計上です。

1 8 款寄附金、1 項1 目の一般寄附金は前年度と同額の1, 0 0 0 円の計上です。

2 目のふるさとまちづくり応援寄附金は、2 5 0 万円増額の7 5 0 万円を計上してご
ざいます。

次の1 5 ページをごらんください。

1 9 款繰入金、1 項1 目の財政調整基金繰入金は1 億2, 6 8 6 万円減額の2 億9, 9
9 3 万1, 0 0 0 円を計上してございます。

2 目の地上デジタル放送中継施設基金繰入金は1 0 万9, 0 0 0 円の減額の4 4 3 万
円の計上です。

3 目の河川浄化推進事業基金繰入金は6 7 万2, 0 0 0 円減額の5 1 1 万円の計上で
す。

4 目瀬藤基金繰入金は1 0 5 万8, 0 0 0 円増額の1 9 1 万8, 0 0 0 円を計上してご
ざいます。

5 目ふるさとまちづくり応援基金繰入金は2 4 7 万7, 0 0 0 円減額の5 7 5 万6, 0
0 0 円を計上してございます。

6 目合併振興基金繰入金は今年度2 億7, 3 1 2 万7, 0 0 0 円を計上してございます。

7 目ふるさと創生基金繰入金は今年度1 6 0 万9, 0 0 0 円を計上してございます。

2 0 款繰越金、1 項1 目の繰越金は、前年度と同額の5 0 0 万円を計上しています。

2 1 款諸収入、1 項1 目の延滞金は昨年度と同額の5 0 万円を計上してございます。

次の1 6 ページをお開きください。

2 項1 目の町預金利子は前年度と同額の1 0 万円の計上です。

3 項1 目の貸付金元利収入は9, 9 8 5 万円増額の1 億5 2 万2, 0 0 0 円を計上して
ございます。増額の要因は、野上厚生病院への貸付金の元金1 億円でございます。

次の1 7 ページにわたりまして、4 項1 目の雑入では4 2 7 万2, 0 0 0 円減額の4,
6 7 0 万3, 0 0 0 円の計上です。新たに計上したものとしましては、1 7 ページの説
明欄下段の、お出かけサロン参加費1 5 万円を計上してございます。

5 項1 目の民生費受託事業収入では、新たに広域入所受託料として2 0 4 万円を計上
してございます。

22款町債、1項1目の総務債では3億2,600万円増額の3億9,660万円の計上です。大幅に増額した要因は、防災行政無線デジタル化事業に3億820万円を充てるためでございます。

2目の民生債では2億3,400万円増額の2億5,780万円の計上です。大幅に増額した要因は、神野保育所移設事業に2億3,680万円を充てるためでございます。

次の18ページをごらんください。

3目の農林水産業債では220万円減額の800万円の計上です。主な減額要因といたしましては、前年度、小規模土地改良事業があったためでございます。

4目の土木債では330万円増額の3億4,400万円の計上です。前年度には、新神原団地新築事業、町道平中通り2号線上ノ城トンネルの照明改良事業などがありました。今年度、新たな事業としましては、町道釜滝柴目線道路改良事業がございます。

5目の消防債では470万円減額の2,560万円の計上です。昨年度は、消防団消防格納庫改築事業、救急支援車購入事業などがありました。今年度、新たな事業としましては、消防ポンプ自動車整備事業、消防団デジタル登録局車載無線整備事業がございます。

6目の教育債では370万円増額の750万円の計上です。今年度新たな事業としましては、下神野小学校加圧ポンプ用発電機設置事業、文化センター自主事業がございます。

7目の臨時財政対策債は5,000万円減額の1億5,000万円の計上としてございます。

以上、簡単ではございますが、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の1、2款で総務課関係の説明に移らせていただきます。

予算に関する説明書の19ページをお開きください。

1款議会費、1項1目の議会費では1,262万減額の7,280万5,000円の計上となっております。主な減額要因といたしましては、1名の一般職員の定年退職による人件費の減額と、昨年度会議室等の赤外線マイク設備更新工事費350万円を計上していたためでございます。

20ページから23ページにわたりまして、2款総務費、1項1目の一般管理費では179万2,000円減額の3億368万円の計上です。ここの予算につきましては、人件費と庁舎の維持管理費用が主なものとなっております。

24ページにわたりまして、2目の文書広報費では58万6,000円増額の375万8,000円を計上してございます。増額の要因は、18節備品購入費で、広報用のカメラを新たに購入するためでございます。

3目の会計管理費では9万円減額の25万5,000円を計上してございます。これについては、超過勤務手当の減額によるものでございます。

5目の企画費の中で、26ページの15節工事請負費、地上デジタル放送に伴う関連工事費で、昨年度と同額の180万円を計上してございます。

27ページから28ページにわたりまして、6目の電子計算費で2,097万4,000円増額の6,931万7,000円の計上でございます。増額の要因といたしましては、13節委託料で、行政システム運營業務委託料990万円とセキュリティー強化のためパソコン更新委託料141万6,000円を新たに計上してございます。また、28ページの14節使用料及び賃借料でパソコンの借り上げ料として931万5,000円を計上してございます。

29ページにわたりまして、7目支所及び出張所費では、6,476万2,000円増額の7,783万8,000円を計上してございます。この大幅な増額の要因といたしましては、美里支所の屋根改修工事に伴うものとして3,614万6,000円。志賀野出張所新築工事に伴うものとして2,767万3,000円を計上してございます。

次、30ページにわたりまして、8目の自治振興費で1,059万3,000円増額の6,700万2,000円の計上です。増額の要因は、河南集会所のトイレ改修工事に伴う費用754万6,000円、吉見集会所壁面改修工事に376万9,000円を計上してございます。

31ページにわたりまして、9目の交通安全対策費では2万8,000円増額の615万6,000円計上してございます。

10目の諸費では2万円減額の94万9,000円の計上です。

続いて、32ページをお開きください。

11目の防災諸費では2億9,479万1,000円増額の3億6,488万1,000円を計上してございます。この大幅な増額の要因としましては、33ページの15節工事請負費の防災行政無線整備工事費で3億円を計上してございます。

それから、12目のプレミアム付商品券事業費で1,840万4,000円を計上してございます。

34ページの13節委託料でプレミアム付商品券の取り扱い業務の委託を考えておりまして、1,577万3,000円を計上してございます。

ちょっと飛びまして、37ページをお開きください。

2款総務費、4項選挙費、1目の選挙管理委員会費では昨年度と同額の28万7,000円を計上してございます。

2目和歌山県議会議員選挙費で594万7,000円を計上してございます。

次の38ページをごらんください。

3目町議会議員一般選挙費では、1,000万円を計上してございます。

次の39ページでは、4目参議院議員通常選挙費として1,000万円を計上してございます。

41ページをごらんください。

2款6項1目の監査委員費で、前年度と同額の29万円を計上してございます。

以上、簡単ではございましたが、1、2款の総務課関係予算の説明とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長(美野勝男君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長(坂 詳吾君) それでは、2款総務費のうち企画管財課に係る主な予算について御説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の20ページをお開きください。

2款総務費、1項1目一般管理費でございます。

ここでは、企画管財課の庶務に係る経費と役場庁舎の施設維持管理に必要な経費を計上してございます。

まず、21ページをお開きください。

11節需用費の消耗品費411万3,000円の中には、企画管財課が購入するコピー用紙並びに一般事務用品235万5,000円が含まれてございます。

次に、燃料費220万4,000円の中には、本庁舎の冷暖房用のLPガス168万8,000円が含まれてございます。

次に、印刷製本費339万8,000円の中には、コピー料金並びに業務に使用する封筒などの印刷費として306万4,000円が含まれてございます。

続いて、２２ページをお開きください。

電気料４５６万円につきましては、役場本庁舎で使用するものでございます。

次に、修繕料５０万円の中には、本庁舎及び庁舎備品の修繕料として４０万円が含まれてございます。

次に、１２節役務費、電話料１３８万円につきましては、本庁舎で使用する電話料金でございます。

次に、１３節委託料でございます。ここには、役場本庁舎の設備機器等の維持管理に係る各種委託料を計上してございます。微増となっているものにつきましては、消費税及び地方消費税の税率の引き上げによるものが主な要因でございます。

続いて、２３ページをお開きください。

１４節使用料及び賃借料のうち、借地料４３２万１,０００円につきましては、役場本庁舎及び中央公民館の敷地と駐車場の借地料でございます。

続いて、２４ページをお開きください。

４目財産管理費でございます。ここでは、町が管理する建物財産の維持管理に伴う経費を計上してございます。本年度４,４０４万５,０００円、前年比２,８０６万１,０００円の増額となっております。これにつきましては、主なものとして、旧吉野分校及び旧国吉保育所解体撤去事業に係るもので、合わせて２,１４９万２,０００円の増額。

１５節工事請負費のかじか荘設備更新工事で６５０万５,０００円の増額が主な要因となっております。

１１節需用費のうち修繕料１００万円につきましては、町有建物等の修繕料を計上してございます。

次に、１２節、役務費のうち火災保険料６４４万７,０００円につきましては、役場庁舎、集会所、学校、消防本部等、町が所有する２０９施設３０８物件が、保険の対象となっております。自動車損害保険料３３６万２,０００円につきましては、町が所有する公用車１３７台分に係る保険料でございます。

次に、１３節委託料でございますが、旧吉野分校解体撤去工事設計監理業務委託料１０２万６,０００円及び旧国吉保育所解体撤去工事設計監理業務委託料１３５万円、これにつきましては、いずれも施設の老朽化に伴い取り壊しを行っていくための設計監理業務委託料を計上してございます。

次に、２４ページから２５ページにかけての１４節使用料及び賃借料でございますが、

固定資産管理システム使用料65万4,000円並びに102万3,000円につきましては、各種施設9施設の借地料でございます。

次に、15節工事請負費でございますが、かじか荘設備更新工事費888万1,000円につきましては、老朽化によるかじか荘の脱衣室等のエアコン設備の更新工事と新館の屋根塗装工事及び周辺の景観をよくするため周辺環境整備工事を計上してございます。旧吉野分校解体撤去工事費939万6,000円及び旧国吉保育所解体撤去工事費972万円、これにつきましては、いずれも施設の老朽化に伴い取り壊しを行っていくための解体撤去工事費を計上してございます。

続きまして、5目企画費でございます。本年度、1億639万1,000円、前年比1,159万5,000円の増額となっております。これにつきましては、人件費272万7,000円の減額と、委託料のうち、公共施設個別施設計画策定業務委託料854万7,000円、神原開発基本構想業務委託料161万7,000円、及びまち・ひと・しごと創生総合戦略策定等支援業務委託証628万1,000円の新たな計上による増額が主な要因でございます。

8節報償費は、ふるさとまちづくり応援寄附金に伴う返礼品225万円を計上してございます。

続いて、26ページをお開きください。

13節委託料のうち、施設管理委託料1,142万円、これにつきましては、かじか荘の指定管理委託料でございます。新たなものといたしましては、平成28年度に策定しました紀美野町公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な耐用方針を定めるための公共施設個別施設計画の策定業務委託料としまして854万7,000円。公営住宅神原団地の跡地周辺の有効活用を図るため、神原開発基本構想業務委託料としまして161万7,000円。平成27年度に策定しました紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略が平成31年度で最終年度となるため、平成32年度以降の地方創生の推進に向けた第2期総合戦略の策定及び第2次長期総合計画の進捗状況等の検証を行うため、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等支援業務委託料628万1,000円を計上してございます。

次に、19節負担金補助及び交付金のうち、定住促進補助金1,350万円を計上してございます。前年度と同額となっております。

次に、22節補償補填及び賠償金1,000万円につきましては、紀美野町土地開発

公社での土地売買に伴う損失補償金を計上してございます。3区画の売却を予定してございます。前年度と同額となっております。

続きまして、31ページをお開きください。

10目諸費でございます。12節役務費、賠償保険料78万2,000円、この保険につきましては、町村等が所有、使用及び管理する施設の瑕疵及び業務遂行上の過失に起因する事故について、町が法律上の賠償責任を負う場合の損害に対して保険金を支払う制度で、その保険料でございます。

続いて、40ページをお開きください。

5項統計調査費、1目指定統計費でございます。これにつきましては、統計法に基づいて、本年度において実施する経済センサス基礎調査、農林業センサス及び工業統計調査に係る報酬等、必要経費でございます。本年度231万5,000円、前年比171万5,000円の増額となっております。これにつきましては、調査に伴う非常勤職員の報酬額の増額によるものが主な要因となっております。

以上、簡単ではございますが、2款の中の企画管財課の関係予算についての御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（美野勝男君） 税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷昌弘君 登壇)

○税務課長（中谷昌弘君） 予算に関する説明書の34ページをお開きください。

あわせて、予算説明資料36ページから37ページをごらんください。

税務課からは、2款2項1目税務総務費並びに2目の賦課徴収費について御説明を申し上げます。

第1目税務総務費は、本年度5,246万6,000円、前年度6,259万1,000円に比べ1,012万5,000円の減額となっております。主な内訳でございますが、給料、職員手当等、共済費で1,049万9,000円の減額となっております。2名の減となっております。続いて、需用費では、市町村税書籍及び一般事務用品の購入に係る消耗品費で、前年度に比べ7万5,000円の増額。また、印刷製本費で、目隠しシール、いわゆる税務課で使う専用の印刷物によりまして、前年度に比べ8万1,000円の増額。需用費全体では14万6,000円の増額となっております。

続いて、35ページをお開きください。

第19節負担金、補助金及び交付金は108万2,000円で、前年度89万円に比べ19万2,000円の増額となっております。

和歌山地方税回収機構負担金で、平成29年度徴収実績額の負担割合により18万9,000円の増額が主なものとなっております。

続いて、第2目賦課徴収費は、本年度3,515万8,000円で、前年度2,258万6,000円に比べ1,257万2,000円の増額となっております。主な内訳でありますが、第12節役務費では、前年度に比べ、コンビニエンスストア収納事務導入に伴う事務手数料等の減額により、役務費全体で27万円の減額となっております。

続いて、第13節委託料では、前年度に比べ、標準宅地鑑定業務委託料408万1,000円、固定資産路線価評価業務委託料885万6,000円の増額が主なものとなっており、委託料全体では1,464万9,000円の増額となっております。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。御審議の上、御可決を賜りますようお願いいたします。

(税務課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長(美野勝男君) 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長(仲岡みち子君) それでは、住民課に係る予算を御説明させていただきます。

説明資料の36ページをお願いします。

2款総務費、1目戸籍住民基本台帳費でございます。昨年比で785万7,000円の減額で、2,816万2,000円でございます。この減額の主な理由といたしましては、昨年、13節委託料で住基システムの公開を行いました。その減額分でございます。13節委託料と18節の備品購入費の住基システム機器の購入費が減額の主な理由でございます。

以上、住民課に係る予算の説明とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長(美野勝男君) 次に、第3款から第4款について、説明を願います。

保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長(湯上ひとみ君) それでは、歳出の3、4款で保健福祉課関係予

算の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書 4 1 ページからお願いします。

3 款民生費でございます。4 1 ページから 4 2 ページの 1 項 1 目社会福祉総務費は 6 8 3 万 5, 0 0 0 円減額の 6, 4 9 4 万円です。保健福祉課関係の主なものは、1 9 節の町社会福祉協議会補助金、民生委員・児童委員協議会補助金になります。

また、2 0 節は、身寄りのない方等が亡くなられた場合、行政が一時的に葬祭に係る費用を建てかえる必要がありまして、昨年度も対応があったため増額するものでございます。

次に、4 3 ページから 4 4 ページの 3 目老人福祉費でございます。老人福祉費は 2 2 3 万 5, 0 0 0 円減額の 7, 6 8 5 万円です。減額の主な要因は、7 節の地域サロンコーディネーターの 1 名分の短縮時間勤務の変更に伴うものと、2 0 節の老人保護措置の利用者の減少に伴うものでございます。

なお、1 4 節では、4 4 ページなんですけども、1 4 節では、新規事業として、服薬支援機器のマッチング調査事業、敬老会送迎バスのなかった地域へのマイクロバス等の増便、お出かけサロン事業の試験的運用の開始。新規公用車 1 台をリースするために増額するものでございます。また、1 9 節では、ねりんピック紀の国わかやま 2 0 1 9 の開催に伴い補助金を増額するものでございます。

次に、4 4 ページから 4 6 ページにわたります 4 目障害者福祉費でございます。2 3 9 万円増額の 2 億 6, 2 8 8 万 4, 0 0 0 円です。増額の主な要因は、2 0 節で給付実績による増額見込みのためです。また、自殺対策事業として、啓発やゲートキーパー養成事業に伴い 1 1 節で増額しております。なお、2 0 節の日常生活用具給付費は、4 6 ページになるんですけども、そこに人工内耳対外装置等を新たに品目追加をいたしました。

次に、4 7 ページをごらんください。

4 7 ページから 4 8 ページにわたります 9 目総合福祉センター管理運営費は、9 4 万 5, 0 0 0 円増額の 1, 9 1 7 万 6, 0 0 0 円です。大きな増減はございませんが、1 1 節には雨漏りやトレーニングルームの床等の修繕料を計上しております。また、1 5 節には、洗浄つき便座の取り付け工事費を計上しております。

次に、4 8 ページの 1 0 目長谷毛原健康センター管理運営費は、3, 0 0 0 円増額の 4 9 2 万 3, 0 0 0 円で大きな増減はありません。

続きまして、4 9 ページの 1 2 目介護保険事業費でございます。これは 9 2 1 万 9,

０００円増額の２億５，３０７万７，０００円は、介護保険事業特別会計への繰出金になります。増額の主な要因は、介護給付費実績からの増額見込みと、高齢者福祉介護事業計画のアンケート調査の業務委託によるものでございます。

次に、３款２項児童福祉費でございます。４９ページから５０ページにわたります。１目児童福祉総務費は、１０９万５，０００円増額の１，９９９万円の計上です。増額の主な要因でございますが、７節で３０年７月から始めた切れ目ない子育て事業のコーディネーターの雇い上げの継続と、子ども子育て支援事業計画策定に伴い、次の５０ページにわたりますが、１３節の調査委託料の計上によるものでございます。なお、２０節では、在宅育児支援給付金の実績からの見込みにより減額しました。

次に、５２ページをごらんください。

３目母子福祉費は、昨年度と同様１２万１，０００円を計上しております。

続きまして５２ページから５３ページにわたります４目保育所費でございます。４億６，７０４万１，０００円増額の６億６，０８０万６，０００円です。増額の主な要因は、神野保育所移築工事に伴い、５３ページになります、１３節の管理委託料、１５節の移築工事費及び１８節の備品購入費が主なものです。なお、１１節では、入園児減少に伴い、賄い材料費を減額するものでございます。

次に、５５ページをごらんください。

７目児童手当費は２４２万６，０００円減額の７，６３３万３，０００円で、減額の主な要因は、対象者の減少の見込みによるものでございます。

次に、５５ページから５６ページにわたります３款３項１目災害救助費ですが、２０万９，０００円増額の５９万３，０００円です。増額の要因は、最近の自然災害による災害状況を鑑みて、２０節で災害見舞金を増額するものでございます。

次に、４款の衛生費に移ります。

５６ページから５７ページにわたります、１項１目保健衛生総務費は２，５９８万７，０００円減額の６億２，６６７万２，０００円です。保健福祉課関係の減額の主な要因は、きみの健康ロードの追加工事の終了によるものでございます。

続く、５７ページから５８ページにわたります、２目予防費は４５万１，０００円増額の２，０５０万９，０００円です。新たな事業といたしまして、風疹予防接種の３９歳から５６歳の男性の３年間の定期予防接種化に伴う抗体検査とワクチン接種に係る予算を計上しております。

次に、５８ページから５９ページの３目母子衛生費は６１万８,０００円減額の９８万５,０００円です。新たな事業といたしまして、産後ケア事業の委託を従来の病院だけではなく助産院にも拡大し、宿泊に加え、デイサービスや訪問型の利用も可能とする予算を計上しております。

次に、６０ページをごらんください。

５目成人保険対策費は２３万８,０００円増額の３,９４６万８,０００円です。主なものは、栄養士事務補助の賃金と各種検診委託料となります。

以上、簡単ではございますが、３款、４款の保健福祉課関係予算の説明とさせていただきます。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長(美野勝男君) 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長(仲岡みち子君) それでは、説明資料の４２ページをお開きください。

３款民生費、１項社会福祉費、２目国民年金事務費でございます。昨年より３７万円減額の４５万８,０００円を計上してございます。この主な減額のものにつきましては、昨年１３節の委託料のうちのマイナンバー関連に関するシステム改修分の減額に伴うものでございます。

そして、４６ページをお開きください。

６目重度心身障害者医療費でございます。２９０万増額となつてございまして、予算６,３７９万３,０００円を計上してございます。主な増額の要因につきましては、２０節扶助費、高齢化により入院患者等がふえてございまして、その扶助費に対して増額となったものでございます。６,２７２万４,０００円を計上させていただいております。

次に、７目の子ども医療費でございまして、５３万３,０００円の減額で２,１４８万２,０００円を計上してございます。同じく４７ページの主なものといたしましては、子ども医療費といいますのは、出生から１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にある者に対して医療費の一部を補助するものでありまして、２０節の扶助費が本年度人口減等によりまして、昨年の予算推計におきまして、医療費の減ということで２,０７６万円を計上させていただいております。

そして、４９ページの１３目後期高齢者医療費。昨年より８０６万４,０００円増額でございます。今年度は２億５,７３１万円を計上してございます。これも医療給付費

の増によるものでございまして、28節の繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金として、昨年よりふえたものでございまして、繰出金は2億5,461万5,000円を計上してございます。

そして、55ページをお開きください。

民生費、災害救助費、1目災害救助費でございまして、し尿汲み取り負担金補助及び交付金。し尿汲み取り等補助金でございます。昨年と同様5万円を計上させていただいております。災害等による汲み取りということで予算設定をしております。

すみません、次に57ページをお願いします。

次に、4款衛生費、保健衛生費で19節負担金補助及び交付金5億7,380万6,000円のうち、住民課に関するもので野上厚生病院への負担金があります。そのうちで昨年より2,502万8,000円の減額でございます。5億7,130万円を計上させていただいております。この主な減額といいますのは、企業債の償還一部が減となったことによるものでございます。

そして、59ページ、4目環境衛生費でございます。昨年より2,902万8,000円を増額させていただいて1億2,546万5,000円を計上させていただいております。その増額の理由といたしまして、19節負担金補助及び交付金で五色台広域施設組合管理運営費負担金、紀美野町は9.50%の負担率でございまして、昨年より19万6,000円増額となっております。そして、同じく五色台広域施設組合建設負担金11.99%補助で27万6,000円。そして、住宅用太陽光発電設備導入補助金で16件掛ける5万円、1キロワット1万円として5キロワットまでの補助を16件するということになってございまして、80万円を計上させていただいております。

すみません。環境衛生費につきましての比較のところで、また後ほど水道課のほうで説明させていただくことになってございます。

61ページをお開きください。

4款1項7目診療所費、28節繰出金、国民健康保険診療所事業特別会計繰出金でございまして、5,200万8,000円を計上させていただいております。昨年より、医師移動に伴う僻地補助金等の整備費用が膨らんでおります。

あとは、4款衛生費、2清掃費、1項清掃総務費で昨年より165万円増額で1億3,900万6,000円を計上させていただいております。この主な増額につきましては、紀の海の広域施設組合への負担金の増額でございます。そのうちの増と、もう一つ、

大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設工事負担金の増額によるものでございます。昨年度より増額となったものについては、事業費、調整費といたしまして34万2,000円が増額となっております、合計40万4,000円となっております。同じく負担金で海南海草衛生施設組合、この負担金につきましては134万4,000円の減額で、6,984万6,000円となっております。

次に、2目塵埃処理費でございまして、賃金で旧美里地域の作業費として37万円増額となっております。5月、12月の休日対応、災害対応分として賃金を252日分として計上させていただいたことにより37万円の増額でございます。

そして、今年度は需用費で、塵埃処理収集車7台にドライブレコーダーをつけるということで、事故等防止に伴うものでございまして、34万5,000円を新たに計上させていただいております。総額7,257万円の計上でございます。

以上、住民課に係る予算の説明でございます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長（美野勝男君） 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長（曲里充司君） それでは、教育課関係で、平成30年度当初予算と比較して、増減額の大きいものを中心に説明をさせていただきます。

平成31年度紀美野町一般会計予算に関する説明書の50ページ、51ページをお開きください。

3款民生費、2項児童福祉費、2目青少年対策費でございます。本年度予算額が2,110万3,000円で、対前年度比550万6,000円の増となっております。これは、職員人件費につきましては、職員1名増の2名となったことによりまして、給料、職員手当、共済費、合わせて226万8,000円の増となっております。あと、18節備品購入費におきましては、公用車の購入により161万8,000円の増となっております。また、19節負担金補助及び交付金におきまして、夏祭り実行委員会補助金、対前年度比150万円増の750万となっております。今まで都度、都度イベント看板を用意しておりましたが、新たに専用の看板約80枚を作成、購入するためとなっております。

続きまして、54ページをお開きください。

5目児童館運営費でございます。本年度予算額が508万8,000円で対前年度比

6万2,000円の増となっております。7節の賃金で児童館構成員の通勤手当分として対前年度比6万円増の212万4,000円の計上となっております。

続きまして、同じく54、55ページでございます。

6目学童保育費でございます。本年度予算額が1,032万2,000円で、対前年度比194万5,000円の増となっております。7節の賃金で、学童保育指導員が1名増の7名となり185万3,000円増の930万2,000円の計上をいたしております。

以上、教育課の説明とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長（井村本彦君） それでは、私のほうからは、予算に関する説明書の63ページをお願いします。

4款衛生費、2項清掃費、3目し尿処理費でございます。

説明資料は、71ページをお願いします。

本年度予算1,528万6,000円の予算をお願いするものでございます。昨年より351万8,000円の減額となっております。要因につきましては、補助対象を50基から40基に減らしたことによるものでございます。事業内容につきましては、5人槽で24基、6から7人槽で13基、8から50人槽で3基、合計40基を見込んでおります。また、単独浄化槽の撤去補助金を各槽につきまして1基ずつ見込んでおります。

以上、簡単ですが、よろしくお願いいたします。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

(水道課長 山本訓永君 登壇)

○水道課長（山本訓永君） それでは、水道課関連予算について御説明させていただきます。

予算に関する説明書の59ページをお開きください。予算説明資料では65ページでございます。

4款衛生費、1項4目環境衛生費、19節負担金補助及び交付金のうち飲料水供給施設整備補助金248万4,000円でございます。これにつきましては、三尾川地区飲

料水供給施設組合より、飲料水供給施設整備の要望があり、紀美野町飲料水供給施設整備補助金交付要項により企業費 372 万 6,000 円の補助率 3 分 2 の 248 万 4,000 円を計上してございます。

以上、水道課関連の説明とさせていただきます。

(水道課長 山本訓永君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 次に、第 5 款から第 6 款について説明をお願いします。

産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長 (米田和弘君) 私からは、歳出で 5 款農林水産業費と 6 款商工費の産業課関係の予算について、説明させていただきます。

予算に関する説明書の 63 ページをごらんください。

5 款農林水産業費、1 項 1 目農業委員会費 2,194 万 7,000 円は、農業委員会及び農業者年金業務に係る経費でございまして、前年度より 43 万 6,000 円の減額です。主な要因といたしまして、農業委員会の新制度移行に係る報酬や職員配置に係る給料、研修に係る旅費の減額が主なものとなっております。

続きまして、64 ページをごらんください。

5 款 1 項 2 目農業総務費 2,918 万 1,000 円で、農業全般に係る経費でございします。内容は、職員給与、事務に係る経費と、農業関係団体への負担金、補助金でございします。前年度より 542 万 5,000 円の減額です。主な要因といたしまして、2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費で、職員配置に伴うものでございします。1 名の職員減になりまして 4 名となっております。

65 ページをごらんください。

5 款 1 項 3 目農業振興費 9,002 万 3,000 円は、農業の振興に関する全般に係る経費、また、農業関係施設である産品加工所、高齢者創作館、雨山の郷公園の管理運営に係る経費並びに農業経営支援事業、中山間地域直接支払交付金事業、農作物鳥獣害防止総合対策事業補助金に係る経費でございします。前年度より 1 万 6,000 円の減額です。主なものは、66 ページ、19 節負担金補助及び交付金の中山間地域直接支払交付金の参加農家の減少等でございします。

ページのほう少し飛ばしまして、70 ページをお願いいたします。

5 款 2 項 1 目林業総務費 2,184 万 3,000 円は、農業関係全般に係る経費で、職

員給与、関係団体への負担金、補助金などで、前年度よりも、1,000万4,000円の増額です。主な要因は、13節委託料、林地台帳システム保守委託料32万7,000円、林地台帳管理システム更新業務委託料223万2,000円は、昨年度計上いたしました林地台帳システムの保守・更新を行うものです。また、森林所有者の意向調査等とそれを踏まえた森林整備を促進するため、森林経営調査業務委託料540万4,000円、森林間伐業務委託料345万円の計上としています。

次に、71ページをごらんください。

5款3項1目水産業振興費265万円は、アユ、アナゴ等の放流事業費補助でございまして、前年度より資源開発センターの施設管理補助金分の40万円の減額となっております。これは、漁協が単独で入居していた地域資源開発センターに、新たに他の団体が入居することに伴い、経費負担について見直しを行ったことによるものでございます。

72ページをごらんください。

5款4項1目山村振興総務費です。こちらは、まちづくり課での予算が大部分を占めておりまして、本年度予算額8,418万2,000円のうち、産業課は73ページ、19節負担金、補助金及び交付金の中で、県山村振興対策協議会で6万7,000円、紀の国ふるさとづくり協議会で1万円、農林商工まつり実行委員会補助金で150万円、紀美野町ふるさと村運営協議会補助金で40万円の各種団体への補助金でございます。平成31年度は、農林商工まつり実行委員会補助金で、のぼり作成のため20万円の増額としてございます。

次に、74ページをお開きください。

中段で、6款商工費、1項1目商工振興費2,396万9,000円で、職員給与、紀美野町商工会シルバー人材センターへの団体補助金、創業支援事業補助金が主な経費となっております。前年度より59万2,000円の増額となっております。主なものといたしまして、11節需用費、消耗品費の中で、新規事業といたしまして、伝統工芸品普及啓発事業としまして、シュロほうきを小学校で活用していただく取り組みで17万6,000円が含まれております。また、19節負担金補助及び交付金の商工会補助金の増額要因としまして、以前作成して人気のありましたカフェマップ作成に係るものとして上乗せ計上してございます。

75ページをごらんください。

2目観光費1,452万円、観光協会に携わる集落支援員の賃金や、観光施設の維持管理、観光推進等の事業に関する経費でございます。前年度より346万8,000円の減額でございます。主なものは、13節委託料で、前年度は、町観光PR映像作成委託料及び地域コーディネート業務委託料を計上いたしましたが、本年度はございませんので、それに係る減額でございます。なお、新たに多言語観光リーフレット作成業務委託料151万2,000円は、町観光リーフレットを多言語化するために計上してございます。

76ページで15節工事請負費、今西公衆トイレ解体撤去工事費16万1,000円は、今西の公衆トイレの老朽化に伴う撤去費用でございます。

また、28節繰出金1,000円でございますが、のかみふれあい公園運営事業特別会計への繰出金でございます。昨年の台風21号に係るパークゴルフ場料金所屋根の復旧に要する現年単独災害復旧事業債に係る利子の補填分の計上でございます。

以上、簡単ですが、産業課関連の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長(美野勝男君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長(井村本彦君) それでは、私のほうから、建設課関係の予算に係る御説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の67ページから68ページをお願いします。

5款1項4目工事総務費です。説明資料は75ページをお願いします。本年度予算5,482万7,000円を予算計上しております。前年度より1,011万7,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、ため池ハザードマップ作成委託料と農業集落排水事業繰出金の増額によるものでございます。2節、3節、4節で、職員3人分の給与や手当でございます。13節委託料につきましては、ため池ハザードマップ作成委託料として455万8,000円を計上させていただいております。19節負担金、補助及び交付金209万3,000円では、主に檜河池改修による県営事業負担金として175万8,000円を計上させていただいております。28節繰出金2,436万6,000円ですが、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、68ページ中段をお願いします。

5目農業用施設維持費です。説明資料は76ページ上段をお願いします。本年度予算800万円を予算計上しております。前年度と同額となっております。事業内容は15節工事請負費で、農道や用水路等の補修工事費として500万円をお願いし、また、16節原材料費として、農道舗装の生コンクリートやU字溝、用水用のパイプ等の支給費として、予算300万円を計上しております。

それでは、続きまして、68ページ中段から69ページをお願いします。

6目地籍調査事業費です。説明資料は76ページから78ページをお願いします。本年度予算1億4,400万8,000円を予算計上しております。全年度より5,039万2,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、調査対象面積の増加によります委託料の増額によるものでございます。事業実施地区につきましては、明添の一部、毛原下の一部、毛原中の一部、長谷宮の一部の合計4.6キロ平方メートルとなっております。1節で報酬といたしまして、地籍調査推進員の416万円を計上しております。2、3、4節で職員4名分の給与や諸手当を計上しております。7節で臨時職員の賃金159万8,000円を予算計上しております。

続きまして、69ページをお願いします。

13節委託料で9,800万9,000円を計上しております。これにつきましては、主に事業実施地区内を外注発注する業務に係るものでございます。14節使用料及び賃借料で地籍調査支援システム等の借り上げで209万1,000円をお願いしてございます。18節備品購入費で地籍調査用パソコン7台の購入費用140万円を計上させていただいております。19節負担金、補助及び交付金につきましては、各協会の会費8万9,000円を計上させていただいております。22節調査に伴う損失補償費として1万円を計上させていただいております。

次、71ページをお願いします。

5款2項2目林道維持費です。説明資料は、78ページ下段から79ページをお願いします。本年度予算694万2,000円を予算計上しております。前年より2万1,000円の減額となっております。事業の主なものは、7節賃金で、側溝、路面の整備等に係る作業員の賃金261万8,000円と、13節委託料で雑草等草刈りにおいて、旧野上管内の林道2路線で23万9,000円を計上させていただいております。

次に、15節の工事請負費で林道の維持補修費に係る予算300万円と、16節の原材料費でアスファルト補修用のレミファルトや、冬場の路面凍結防止剤の予算として2

5万円をお願いしてございます。

以上でございますので、よろしく願いをいたします。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長 (美野勝男君) まちづくり課長、西岡君。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 登壇)

○まちづくり課長 (西岡靖倫君) それでは、まちづくり課の平成31年度予算について、説明させていただきます。

まず、予算に関する説明書の72ページをごらんいただきたいと思います。予算説明資料におきましては79ページから81ページでございます。

72ページの5款農林水産業費、4項山村振興費、1目山村振興総務費は、本年度8,418万2,000円の計上でございますが、昨年度と比べまして408万4,000円の減額になっております。主なものは人件費の減少でございます。一部、産業課の予算も含まれております。

7節の賃金に関しまして、臨時雇用81万7,000円は、地方創生推進交付金事業におきまして、昨年実施しました空き家調査に基づき、引き続き提供可能な空き家の確保に向けて行うことで雇用するものでございます。地域おこし協力隊員2名分の賃金480万円と集落支援員1名、半年分の120万円を予算化させていただいております。

それから、9節の旅費、11節の需用費、12節の役務費におきましては、地域おこし協力隊員、集落支援員の活動費でございます。このうち、浄化槽法定検査手数料、清掃手数料は、本年度新たに元国吉診療所医師住宅、元警察官駐在所、元森林組合の2階の短期滞在施設を運用していくための費用でございます。

73ページに移りまして、委託料ですが、本年度大幅に予算が多くなっていますが、その理由は2点ございます。平成30年度まで賃金で雇っていた人を委託料のほうに振り返るためでございます。つまり、平成30年度までは集落支援員として雇用し、NPO法人きみの定住を支援する会で働いている人、または臨時職員として、地域おこし協力隊員で働いている人を、本年度からNPO法人及び地域おこし協力隊員個人に事業を委託し、進めていくように、仕事の内容等を現状に合わせていくための雇用形態を変えていくためのものでございます。その内容は、今回移住定住推進事業費委託料740万円、NPOへの人件費活動や活動費を委託するものとして計上させていただいてます。

それから、小川地区及び毛原地域、志賀野地域、上神野地域の地域おこし協力隊員4

名分の賃金を地域活性化支援業務として９４７万６，０００円で委託するものでございます。

１４節使用料及び賃借料の主なものは、隊員、支援員の経費でございます。

７３ページから７４ページの負担金補助及び交付金におきまして、１９節におきましては、本年度から国の新たな事業が打ち出され、県内各市町村が事業化しております。これは、総務省から出された事業で、東京圏からＵＩＪターンの促進及び地方の担い手不足対策を行うものでございます。人口減少と東京一極集中に伴う人手不足の解消や、増大、多様化する地域問題の解決を図るための仕事や移住支援を推進する事業でございます。対象者としましては、東京２３区在住者及び通勤者が東京圏外の都道府県に移住するものであって、移住先で地域の企業に就職した場合に支給する事業でございます。紀美野町におきましては、２００万円計上させていただきました。

そのほか、次に、志賀野寄り合い会補助金、まちづくり推進事業補助金、きみの定住を支援する会補助金、まちづくり支援補助金、空き家活用推進補助金、Ｕターン補助金は、昨年同様計上させていただいております。その中で、まちづくり推進事業補助金の増大分におきましては、地域の特産品や新商品というものをまちづくり推進協議会で考えていくことで、予算をアップさせていただいております。

また、地域おこし協力隊員募集のための費用のための補助金１２万４，０００円。地域おこし協力隊員１名が本年度におきまして終了する方に対して町内で起業するということで、補助金１００万円も計上させていただいております。紀美野町に泊まって、いろいろな体験をしていただき、観光も取り入れ、子供から大人まで楽しめる事業として行う農家民泊推進事業補助金１７２万５，０００円。それからグリーンツーリズム補助金１００万円も本年度計上させていただいております。

以上、簡単ですが、今年度予算に関しまして、御審議、御可決いただけますよう、よろしく申し上げます。

（まちづくり課長 西岡靖倫君 降壇）

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 ３時０５分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 3時17分）

○議長（美野勝男君） 次に、第7款から第8款について説明をお願いします。

建設課長、井村君。

（建設課長 井村本彦君 登壇）

○建設課長（井村本彦君） それでは、私のほうからは、建設課関係の7款の予算に係る説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の76ページ下段から78ページをお願いします。説明資料は、84ページでございます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費でございます。本年度予算823万9,000円を予算計上しております。前年度より1,557万4,000円の減額となっております。減額の要因といたしましては、人件費の予算組み替えによるものでございます。主な内容ですが、2節、3節で職員1名分の給料や手当でございます。

13節委託料で、土木積算システムの保守委託料として100万8,000円と、14節に、使用料及び賃借料で、道路敷地2路線分の借地料や土木積算システムの機械借り上げ料等で93万4,000円をお願いしてございます。

19節各種協会の分担金や負担金として188万8,000円をお願いするものでございます。

続きまして、78ページ下段から79ページをお願いします。

7款2項1目道路橋りょう維持費です。説明資料は、85ページをお願いします。本年度予算6,343万7,000円を計上させていただいております。前年より1,381万7,000円の増額となっております。事業の主なものは、7節の賃金で、町道の維持管理作業による作業員の賃金として261万8,000円。

13節委託料で137万3,000円の予算を計上しております。道路の草刈り費用や町道の維持工事に伴う測量設計委託費でございます。

14節として、使用料及び賃借料で、維持管理作業に伴う小型機械の借り上げ料として30万円をお願いしてございます。

次に、15節町道の補修及び舗装生活関連工事費として5,000万円と、16節に維持補修に必要な生コンクリート、レミファルト、路面凍結防止剤等の原材料費として450万円の予算を計上してございます。

続きまして、79ページで、2目道路橋りょう新設改良費です。説明資料は、85ページ下段から86ページをお願いします。本年度予算5億2,502万4,000円を予算計上しております。前年度より1億4,881万円の増額となっております。予算の内容ですが、2、3、4節で職員5名分の給料や諸手当を計上しております。

次に、13節委託料で1億2,144万8,000万円を計上しております。これにつきましては、町道釜滝柴目線設計委託料9,743万8,000円や長谷川改修工事委託料500万円、町道下滝ノ川線測量設計委託料900万円、橋りょう修繕工事といたしまして、大藪大橋、越打1号線1号橋、2号橋の測量設計委託料1,001万円でございます。

次に、80ページをお願いします。

15節工事請負費で3億1,354万9,000円を計上しております。町道釜滝柴目線ほか2路線の道路改良工事、長谷川、柴目川、中津川の河川改修工事や真国トンネル照明工事、町道長谷国木原線の舗装補修工事、黒沢橋、将軍橋の橋りょう修繕工事、坂の谷川の改修工事等でございます。

17節公有財産購入費で2,604万2,000円を計上しております。町道釜滝柴目線道路改良工事の用地買収費でございます。

18節備品購入費で161万8,000円を計上しております。公用車の購入費でございます。

22節補償補填及び賠償金で、補償費2,665万9,000円を計上しております。これも町道釜滝柴目線道路改良工事の補償費でございます。

続きまして、82ページをお願いします。

7款4項1目公園費です。説明資料は87ページをお願いします。本年度予算60万円を予算計上しております。前年度より4,000万円の増額となっております。事業内容につきましては、12節役務費で、浄化槽法定検査及び清掃手数料、遊具点検手数料等で41万4,000円、13節委託料で、浄化槽保守点検委託料で5万8,000円を計上しております。

続きまして、82ページ下段をお願いします。

7款5項1目建設残土処理費です。説明資料は87ページから88ページをお願いします。本年度予算3,889万7,000円を予算計上しております。前年度より1,110万5,000円の減額となっております。予算の主なものは、2節、3節、4節で

職員１名分の給料や諸手当を計上しております。

１３節委託料で、受け入れた残土の敷きならしや転圧をしていただく作業や、管理棟内で搬入車両の計測や伝票管理、また搬入路の塵埃防止の散水作業業務等として、合計委託料１,４７４万２,０００円を計上させていただきます。

次に、１５節工事請負費については１００万円を計上しております。処理場内の盛り土の量に伴う縦排水等の工事でございます。

１８節備品購入費につきましては、３トンダンプ車１台と散水車の車体１台の合計で８９６万３,０００円、建設用機械としてミニショベル４７３万円でございます。

以上でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いをいたします。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長（坂 詳吾君） それでは、私からは、７款土木費の企画管財課に
関係する予算について御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の８０ページをお開きください。

下段の７款土木費、３項住宅費、１目住宅管理費でございます。説明資料の８６ページから８７ページをあわせてごらんください。本年度４,４８９万３,０００円、前年比２,５７８万４,０００円の増額となっております。これにつきましては、人件費で９０万４,０００円の増額。委託料のうち公営住宅等長寿命化計画改定業務委託料で５２６万９,０００円。町営住宅火災警報器設置業務委託料で１３０万５,０００円。町営住宅長寿命化改修工事設計監理委託料で１０４万５,０００円の新たな計上による増額。工事請負費の町営住宅長寿命化改修工事費で１,２８７万円、町営住宅プレハブ解体撤去工事費で２５６万円の新たな計上による増額。補償補填及び賠償金の町営住宅建てかえ事業移転補償金で１２５万円の新たな計上による増額が主な要因となっております。

続いて、８０ページから８１ページにかけて、２節給料、３節職員手当等、４節共済費は、職員１名の人件費でございます。

１１節需用費で、修繕料４８４万６,０００円を計上してございます。これにつきましては、町営住宅設備の修繕費用３５０万円及び水道メーターの取りかえ費用１３４万６,０００円でございます。

次に、１２節役務費で、清掃手数料４６万３,０００円を計上してございます。これ

につきましては、町営住宅の空き室用の合併浄化槽の清掃手数料でございます。

続いて、13節委託料のうち、公営住宅等長寿命化計画改定業務委託料526万9,000円。これにつきましては、平成24年度に策定しました紀美野町公営住宅等長寿命化計画の見直しを行うための業務の委託料を計上してございます。町営住宅火災警報器設置業務委託料130万5,000円、これにつきましては、町営住宅の火災警報器の取りかえの業務の委託料を計上してございます。次の、町営住宅長寿命化改修工事設計監理委託料104万5,000円につきましては、動木・平第4団地の長寿命化改修工事の設計監理業務の委託料を計上してございます。

続いて、14節使用料及び賃借料でございますが508万8,000円を計上してございます。これにつきましては、町営住宅14団地等の借地料でございます。

続いて、15節工事請負費のうち町営住宅長寿命化改修工事費1,287万円、これにつきましては、動木・平第4団地の長寿命化改修工事を計上してございます。

次の町営住宅プレハブ解体撤去工事費256万円につきましては、老朽化によります下佐々第4、第5、第6、第7団地及び吉野第1、第2団地のプレハブ解体撤去工事費を計上してございます。

続いて、82ページをお開きください。

22節補償、補填及び賠償金の町営住宅建替事業移転補償金でございますが、125万円を計上してございます。これにつきましては、町営住宅神原団地の建替事業によります現入居者5戸分の引っ越しに係る移転補償金を計上してございます。

以上、簡単ではございますが7款土木費の企画管財課に関係する予算についての御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（美野勝男君） 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長（家本 宏君） それでは、私からは、平成31年度予算に関する説明書83ページから89ページまでの8款消防費、1項消防費、1目常備消防費と、2目非常備消防費、3目水防費について、前年度と比較しながら、重立ったもののみ御説明をさせていただきます。説明資料は、89ページから97ページとなります。

それでは、83ページをお開きください。

1目常備消防費であります1,088万8,000円増額の3億3,853万2,000

0円でございます。

83ページから4ページにかけてごらんください。

2節給料、3節職員手当は、職員38名分でございます。

9節旅費が42万9,000円増額の124万6,000円です。新規採用職員を初めとした県消防学校入校に伴う旅費と新規救急救命士養成のため、救急救命九州研修所入所に伴う旅費が増額の主な要因でございます。

85ページをごらんください。

13節委託料が87万3,000円増額の178万円でございます。救急救命士1名が医療機関において気管挿管実習を行うのと、平成31年度から和歌山県立医科大学附属病院で救急救命士が再教育病院実習を行う場合、感染症対策として、麻疹、風疹、インフルエンザ等のウイルス抗体検査を受けるとともに、それに伴うワクチン接種を行う必要があることから、それぞれの委託料が増額の主な要因でございます。

86ページをお開きください。

18節備品購入費が321万5,000円増額の1,355万8,000円でございます。主なものといたしましては、通話録音装置、新規採用職員2名分の貸与品、ドライブレコーダー、消火活動時に着用する防火服1式、山岳救助資機材等でございます。

次に、19節負担金、補助及び交付金が344万9,000円増額の1,486万9,000円でございます。9節旅費でも申し上げましたが、県消防学校初任教育を初めとした各種研修負担金が103万9,000円増額の134万円、また、救急救命士養成研修負担金は、新規の救急救命士養成負担金210万6,000円増額の243万円となっています。

引き続き、87ページをごらんください。

次に、2目非常備消防費であります589万8,000円増額の9,804万5,000円でございます。9節旅費が28万3,000円減額の9万6,000円でございます。隔年に実施されます消防総合大会と消防団幹部研修がないためでございます。

11節需用費が197万9,000円減額の426万8,000円でございます。前年度は消防総合大会に必要な消耗品費や消防格納庫の雨漏り修繕費用を計上していましたが、今年度はそのような必要がないため減額となったものでございます。

88ページをお開きください。

13節委託料が169万8,000円減額の56万1,000円、15節工事請負費が

1,300万9,000円減額の128万9,000円でございます。前年度は、休校中の長谷毛原中学校体育倉庫を消防格納庫に改築するための工事請負費と設計監理委託料を計上いたしましたが、平成31年度は第11分団第1部消防格納庫の改修工事費128万9,000円のための計上となるため減額となったものでございます。

18節備品購入費は2,431万9,000円増額の3,991万円でございます。消防ポンプ自動車1,955万2,430円と双方向の情報伝達が可能な装備としての車載無線機等配備費用1,189万8,700円が増額の主な要因でございます。

88ページ下段から89ページにかけてごらんください。

3目水防費ですが3万2,000円減額の26万1,000円でございます。

11節需用費21万1,000円は、土のう袋とブルーシート、関東ジョレンの購入費用であります。

16節原材料費5万円は砂の購入費用でございます。

以上、簡単ではありますが御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長（美野勝男君） 次に、第9款から最後まで説明をお願いします。

教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長（曲里充司君） それでは、9款教育費を説明させていただきます。平成30年度当初予算と比較して、増減額の大きいものを中心に説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の89ページをお開きください。説明資料につきましては、98ページからとなります。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費でございます。本年度予算額が126万6,000円で、対前年度比7万8,000円の増となっております。9節の旅費の費用弁償で、県市町村教育委員会連絡協議会夏期研修会につきまして、参加人数の増加を予定しており、そのために7万9,000円の増額となっております。

続きまして、89ページから90ページにかけてでございます。

2目事務局費でございます。本年度予算額が5,481万3,000円で、対前年度比138万6,000円の増となっております。1節の報酬でございます。昨年度、非常勤職員報酬、指導主事2名分としておりまして336万円を計上しておりましたが、7

節の賃金へ計上を変更しております。人件費につきましても、対前年度比125万7,000円の増となっております。

続きまして、90ページから92ページでございます。

3目教育諸費でございます。本年度予算額が5,120万1,000円で、対前年度比224万9,000円の減となっております。13節委託料でございます。児童生徒がインターネットを使用する際、コンテンツフィルターサーバーにより有害サイトへのアクセス制限を行っておりますが、平成31年3月末をもって契約期間が終了するため、新たにコンテンツフィルターサーバーの構築を行うもので、委託料58万9,000円の計上を行っております。

18節備品購入費でございます。昨年度毛原スクールバス購入費用の397万3,000円を計上しており、その分が減額となっております。

続きまして、93ページから95ページでございます。

2項小学校費、1目学校管理費でございます。今年度の予算額が8,012万8,000円で、対前年度比1,191万7,000円の増額となっております。11節の需用費で修繕料393万6,000円の計上で、対前年度比201万1,000円の増です。野上小学校プールサイドの修繕で103万6,000円、小川小学校プールろ過装置ろ材入れかえで76万2,000円となっております。

14節の使用料及び賃借料で機器等借り上げ料230万3,000円の計上で、対前年度比229万円の増です。町内小学校でWindows7、Vistaの公務用パソコン52台を更新するものです。

15節工事請負費の下神野小学校加圧ポンプ用発電機設置工事で351万4,000円の計上しております。これは、下神野小学校では、停電時に校内で水が使用できない状況となるため、加圧ポンプ用の発電機を設置するものです。

18節備品購入費で施設用備品280万です。下神野小学校ランチルームの椅子84脚、机14台の更新で179万3,000円の計上となっております。事務用備品につきましても116万4,000円で、野上小学校、小川小学校においてプリンター、ファイルサーバーの更新費用で96万7,000円を計上いたしております。

続きまして、95ページでございます。

2目教育振興費でございます。本年度予算額が1,532万9,000円で、対前年度比17万4,000円の減となっております。14節使用料及び賃借料で機器等借上料

642万4,000円で対前年度比157万2,000円の増となっております。現在、町内全小学校におきまして、5・6年生において1人1台でiPadを使用しておりますが、新年度では3・4年生で三、四人に1台まで拡大するものです。

15節工事請負費で学校ICT環境整備工事でございます。本年度、野上小学校ICT環境整備工事町内全小学校において、3・4年生までの教室までWi-Fi環境を整備するものが完了するものです。

続きまして、95ページから97ページでございます。

3項中学校費、1目学校管理費でございます。本年度予算額が2,309万円で、対前年度比325万3,000円の増となっております。

11節の需用費の修繕料381万4,000円で、対前年度比250万2,000円の増となっております。野上中学校体育館のトイレシャワー修繕で131万8,000円。美里中学校多目的教室カーペット修繕で45万1,000円。美里中学校体育館入り口スロープ設置工事で40万1,000円が主なものとなっております。

14節の使用料及び賃借料で、機器等借上料166万3,000円の計上で、対前年度比皆増でございます。町内中学校でWindows7、Vistaの公務用パソコン42台を更新するものです。

続きまして、97ページでございます。

2目教育振興費でございます。本年度予算額が1,362万6,000円で、対前年度比88万3,000円の増となっております。

14節使用料及び賃借料の機器等借上料658万4,000円で、対前年度比267万7,000円の増額となっております。現在、町内全中学校で1学年生分がiPadを使用できる状態になっておりますが、新年度では全学年1人1台に拡大するものです。また、昨年度は、美里中学校のICT環境整備工事があったため、工事請負費では231万5,000円の減額となっております。

続きまして、98ページから99ページでございます。

4項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。今年度予算額が1,681万2,000円で、対前年度比445万6,000円の減となっております。職員人件費について職員1名減の2名となったことにより426万6,000円の減額となっております。

続きまして、99ページでございます。

2 目生涯学習振興費でございます。今年度予算額が4 2 2 万7, 0 0 0 円で、対前年度比1 5 万7, 0 0 0 円の減額となっております。1 9 節負担金補助及び交付金におきまして、町文化協会補助金が2 年に1 度の研修のバス代金1 5 万9, 0 0 0 円が減額となることにより、2 4 万円を計上いたしております。

続きまして、9 9 ページから1 0 1 ページにかけてでございます。

3 目公民館費でございます。本年度予算額が2, 3 4 6 万8, 0 0 0 円で、対前年度比7 7 万6, 0 0 0 円の増額となっております。

1 1 節需用費の電気料5 1 0 万7, 0 0 0 円で、これは、使用実績により予算計上額の見直しを行い、対前年度比1 2 0 万の減となっております。

1 5 節工事請負費で8 6 万円でございますが、こちらは、小川地区公民館の図書室のエアコンが故障のため、空調設備改修工事を行うものです。

続きまして、1 0 1 ページから1 0 2 ページにかけてでございます。

4 目人権教育費でございます。本年度予算額が1, 0 5 1 万2, 0 0 0 円で、対前年度比8 1 5 万6, 0 0 0 円の増となっております。職員人件費におきまして、職員1 名増となったことにより8 4 7 万円の増額となっております。

続きまして、1 0 2 ページから1 0 4 ページにかけてでございます。

7 目星の動物園管理運営費でございます。こちらは、昨年度みさと天文台管理運営費としておりましたが、バンガローの予算もあわせて計上するため目の名称を変更いたしております。本年度予算額が4, 3 7 4 万2, 0 0 0 円で、対前年度比1, 2 4 5 万8, 0 0 0 円の増となっております。

7 節賃金でございます。みさと天文台臨時職員1 名増の3 名となるため、1 3 5 万2, 0 0 0 円増の4 0 0 万7, 0 0 0 円の計上といたしております。

1 3 節委託料でございます。星の棟ベランダを改修するための設計を行うため2 9 2 万7, 0 0 0 円の計上を行っております。

1 5 節工事請負費でございます。みさと天文台月の館内のエントランス付近にカフェスペースを整備するため、工事費2 0 6 万6, 0 0 0 円の計上を行っております。また、バンガローの維持管理費として修繕料、委託料内にそれぞれ予算計上を行っております。

続きまして、1 0 4 ページから1 0 6 ページでございます。

8 目文化センター管理運営費でございます。本年度予算額が3, 5 6 6 万5, 0 0 0 円で、対前年度比5 8 4 万7, 0 0 0 円の増額となっております。

13節委託料でございます。文化センター中庭ステージを擬木化し、中庭への段差解消のためのスロープを設置するため、文化センター改修工事設計監理業務委託料158万8,000円を計上いたしております。

15節工事請負費でございます。先ほど申し上げました内容の工事費842万4,000円を予算計上いたしております。

18節備品購入費でございます。昨年度、みさとホール内の調整室、主音響設備更新費用237万4,000円と公用車の購入費用135万円を計上していたため、344万6,000円の減額となっております。

続きまして、106ページでございます。

9目真国区民センター管理運営費でございます。本年度予算額が179万で、対前年度比11万2,000円の増額となっております。

13節委託料でございます。2年に1度の特定建築物定期報告調査業務委託料4万2,000円を計上いたしております。

続きまして、106ページから107ページにかけてでございます。

10目自然体験世代交流センター管理運営費でございます。本年度予算額が538万4,000円で、対前年度比148万9,000円の増額となっております。

15節工事請負費で入り口に屋根を設置する工事費126万5,000円を計上いたしております。

続きまして、107ページから108ページでございます。

5項保健体育費、1目保健体育総務費でございます。今年度予算額が1,763万7,000円で、対前年度比317万7,000円の減となっております。職員人件費につきまして、昨年度から1名減の2名分の予算計上となっており449万4,000円の減額となっております。

18節備品購入費でございます。公用車、軽トラックの購入を行うため127万円の計上を行っております。

続きまして、108ページから109ページでございます。

2目体育施設管理運営費でございます。本年度予算額が2,279万円で、対前年度比226万1,000円の増額となっております。

11節需用費の修繕料で、農村総合センターの駐車場区画線を引き直すため53万3,000円、屋外トイレ屋根の吹きかえで97万2,000円の計上を行っております。

以上、簡単ではございますが、9 款の説明とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長 (井村本彦君) それでは、私のほうからは、予算に関する説明書の 109 ページをお願いします。

10 款 1 項公共土木施設災害復旧費です。本年度、12 万円を予算計上しております。この科目については、災害に備えての科目設定でございます。同じく、10 款 2 項 1 目農地農業用施設災害復旧費と 110 ページの 2 目林業施設災害復旧費についても、災害に備えての科目設定でございます。

以上、簡単ではございますが予算の説明とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) それでは、110 ページの 10 款の、前回に引き続き、中段の 11 款公債費から御説明を申し上げます。

110 ページ、11 款公債費、1 項 1 目元金では 3,362 万 8,000 円の減額の 1 億 6,818 万 3,000 円の計上でございます。2 目の利子では 1,419 万 4,000 円減額の 4,638 万 1,000 円を計上してございます。

次に、12 款諸支出金、1 項 1 目の財政調整基金費、前年度と比較して 6 万 8,000 円減額の 241 万 5,000 円の積立金、2 目の減債基金費 6,000 円減額の 2 万 5,000 円の積立金、3 目のふるさと創生基金費、前年度と同額の 2,000 円の積立金、11 ページに移りまして、4 目の土地開発基金費 8,000 円減額の 3 万 2,000 円の積立金、5 目の河川浄化推進事業基金費、これは前年度と同額の 6,000 円の積立金、6 目の上芝貞雄文化・教育振興基金費 7,000 円減額の 3 万円の積立金、7 目の地上デジタル放送中継施設基金費 1 万 8,000 円減額の 5 万 1,000 円の積立金、8 目の合併振興基金費 5 万 8,000 円減額の 114 万 1,000 円の積立金、9 目のふるさとまちづくり応援基金費 249 万 1,000 円増額の 750 万 8,000 円の積立金、10 目の福祉基金費、2,000 円減額の 1 万円の積立金、11 目の瀬藤基金費、前年度と同額の 2,000 円の積立金、12 目の中山間ふるさと水と土保全対策基金積立金 4,0

００円減額の１万７，０００円を計上してございます。

最後に、１３款予備費、１項１目の予備費につきましては、前年度と同額の１，０００万円の計上としてございます。

なお、１１３ページから１１７ページにかけましては、給与費明細書、１１８ページには、債務負担行為で翌年以降にわたるものについての前年度末までの支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を、さらに、１１９ページには、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書をそれぞれおつけしておりますので、御高覧賜りたいと存じます。

それでは、平成３１年度紀美野町予算書の７ページをお開きいただきたいと思います。

第２表債務負担行為でございます。第２表債務負担行為。事項としまして、公共施設個別施設計画策定業務委託料について。期間は、平成３２年度、限度額は３０３万６，０００円でございます。

続いて、第３表地方債でございます。

起債の目的の欄の一般単独事業債は、限度額を４億５，６７０万円とし、辺地対策事業債は限度額を３，６８０万円に、過疎対策事業債では限度額を３億９２０万円に、教育福祉施設等整備事業債は限度額を２億３，６８０万円に、臨時財政対策債では限度額を１億５，０００万円に、それぞれ限度額を設定するものでございます。起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行としております。利率につきましては３．０％以内、ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率となります。償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により銀行、その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還、もしくは低利に借りかえすることができる、とするものでございます。

以上で平成３１年度一般会計当初予算における説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

（総務課長 細谷康則君 降壇）

○議長（美野勝男君） 以上で説明が終わりましたが、説明漏れ等ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎日程第４９ 議案第４６号 平成３１年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算につ

いて

◎日程第 5 0 議案第 4 7 号 平成 3 1 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について

◎日程第 5 1 議案第 4 8 号 平成 3 1 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（美野勝男君） 日程第 4 9、議案第 4 6 号、平成 3 1 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第 5 0、議案第 4 7 号、平成 3 1 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について及び日程第 5 1、議案第 4 8 号、平成 3 1 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について、一括議題とします。

説明を願います。住民課長、仲岡君。

（住民課長 仲岡みち子君 登壇）

○住民課長（仲岡みち子君） それでは、予算書の 9 ページをごらんください。

議案第 4 6 号、平成 3 1 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計。

平成 3 1 年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 2 億 5, 1 3 2 万 2, 0 0 0 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条、地方自治法第 2 2 0 条、第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1 号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、歳入歳出の内容について、予算に関する説明書にて御説明を申し上げます。

1 2 3 ページをごらんください。

歳入歳出予算事項別明細書の 2、歳入です。主な項目のみ御説明を申し上げます。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税は、前年度比 4 9 6 万 7,

０００円減額の２億１，７１７万９，０００円。

２目退職被保険者等国民健康保険税は、前年度比１７０万９，０００円減額の４１万６，０００円です。

次のページ、国民健康保険税、総額、前年度比較６６７万６，０００円の減額の２億１，７５９万６，０００円でございます。

３款県支出金、１項県補助金、１目保険給付費等交付金で、前年度比較４５８万２，０００円増額の８億４，５４３万１，０００円でございます。これは、平成３０年度から制度改正に伴い、都道府県が国保の財政運営の主体となったことにより、国からの交付金は、各市町村定率のものは全て県に入り、国費と県費あわせて県支出金として交付されるものでございます。

４款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金、前年度比較１万４，０００円の増額で２４万４，０００円でございます。これは財政調整基金の預金利子でございます。

５款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金でございます。前年度比較９４万７，０００円の減額の１億２，０９４万円でございます。

次のページ、５款繰入金、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金でございます。前年度比較２，００８万６，０００円増額の６，３８７万８，０００円でございます。これは、赤字補填に係る財源を、一般会計からの繰入金ではなく、当該基金からの繰入金とするものでございます。

次のページ、７款諸収入、２項雑入、前年度比較１９９万７，０００円増額の３０３万１，０００円を計上しています。１目の財産者納付金の増額推計によるものでございます。

以上、歳入予算の説明とさせていただきます。

次のページ、１２７ページより歳出予算について御説明を申し上げます。

１款総務費、１項１目一般管理費、前年度比較４４１万２，０００円増額の２，９３２万５，０００円。主な増額要因は、人事異動に伴う国保担当者の配置がえによるものでございます。

１２８ページ。

１款総務費、２項１目賦課徴収費、これは国保税の賦課及び徴収に係る予算です。前年度比較１２万１，０００円減額の１６５万１，０００円でございます。

次に、1款3項1目運営協議会費、国民健康保険事業の運営に関する協議会に係る予算でございます。前年度と同額の9万5,000円でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、前年度比較369万7,000円減額の7億円です。

2目退職被保険者療養給付費、前年度比較486万7,000円減額の20万円でございます。退職被保険者の減に伴う減額でございます。一般及び退職被保険者の疾病、負傷に対する保険者負担費用でございます。

129ページ。

3目一般被保険者療養費、前年度比較35万8,000円増額の1,400万円。

4目退職被保険者等療養費、前年度比較1万7,000円減額の5万円。一般及び退職被保険者の柔道整復、マッサージ、はり・きゅう等に対する負担費でございます。

5目審査支払手数料、前年度比較1,000円減額の250万9,000円。レセプトの審査手数料でございます。

次に、2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、これは、限度額を超える一部負担金について、その超えた分を保険者負担する費用で、前年度比較894万3,000円増額の1億円。これは、増額推計によるものでございます。

2目退職被保険者高額療養費、前年度比較92万7,000円減額の10万円、これは、退職被保険者の減少によるものでございます。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合、その超えた分を保険者負担する費用でございまして、前年度比較30万増額の40万円でございます。

4目退職被保険者高額介護合算療養費につきましては、前年度比較5万円減額の5万円でございます。

次のページ、2款2項合計は、前年度と比較し826万6,000円増額の1億55万円でございます。なお、審査支払手数料の一部を除く全ての費用は県支出金の普通交付税で賄われます。

2款3項1目一般被保険者移送費と2目退職被保険者移送費、これは、災害現場など特殊な場所から重病人を移送する費用などの保険者負担費用でございまして、それぞれ前年度と同額の1万円を計上してございます。これにつきましても、全ての費用は県支出金の普通交付税で賄われます。

次に、２款４項１目出産育児一時金、前年度と同額の４２０万３,０００円を計上しています。１０件を見込んでございます。

５項１目葬祭費でございます。前年度と同額５０万円を計上しています。

３款国民健康保険事業納付金、１項保険給付費分、１目一般被保険者医療給付費分として、前年度比較９９０万４,０００円増額の２億６,４２３万円、２目退職被保険者医療給付費分として、前年度比較１０５万１,０００円減額の１２万８,０００円、合計、前年度比較８８５万３,０００円増額の２億６,４３５万８,０００円でございます。

３款２項後期高齢者支援金等分、１目一般被保険者後期高齢者支援金等分、前年度比較３０５万１,０００円増額の６,６７３万２,０００円。２目退職被保険者、後期高齢者支援金分、前年度比較２８万１,０００円減額の３万５,０００円、合計、前年度比較２７７万円増額の６,６７６万７,０００円でございます。

３款３項１目介護給付金分、前年度比較３２０万４,０００円増額の２,５０８万円でございます。

次のページ、５款保険事業費、１項１目疾病予防費、前年度比較３万７,０００円増額の１,６５４万１,０００円でございます。これは、医療費通知書作成等の特別業務や、人間ドック等の委託料でございます。

５款保険事業費、２項１目特定健康診査等事業費、前年度比較１７５万１,０００円減額の１,０１７万８,０００円でございます。減額の主な理由は、１３節委託料、前年度の受給者推計により受診者の数が減になったことによるものでございます。

１３３ページ。

６款基金積立金、１項１目財政調整基金積立金、財政調整基金への積立金でございます。本年度２４万４,０００円となっており、利息を積み立てるものでございます。

７款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、前年度比較２,０００円減額の６０万１,０００円でございます。

１目一般被保険者保険税還付金は、昨年と同額５５万円。

２目退職被保険者等保険税還付金は、昨年と同額５万円でございます。

３目保険給付費等交付金償還金は、本年度からの新たな科目で１,０００円を計上してございます。

次のページの療養給付費等負担金償還金、そして、療養給付費等交付金償還金、特定健康検査等負担金償還金は、国保制度改正による科目再編に伴い廃目整理をしております。

す。

7款2項繰出金、1目繰出金、前年度比較159万8,000円増額の1,344万5,000円でございます。この増額は、国民健康保険診療所事業特別会計に国保直営診療所運営費用として、国の特別調整交付金の増額が見込まれるためでございます。

次の予備費、1項1目予備費は、前年度と同額100万円でございます。

135ページから139ページにかけまして、同特別会計に係る職員の給与費明細書を添付させていただいております。後ほど御高覧ください。

以上で、平成31年度国民健康保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、予算書の13ページをごらんください。

議案第47号、平成31年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算。

平成31年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,023万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月27日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、歳入歳出の内容について、予算に関する説明書について説明を申し上げます。

143ページをごらんください。

歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入でございます。

1款診療収入、1項1目外来収入でございます。前年度比較211万2,000円減額の3,772万8,000円でございます。平成30年度決算見込み額等の実績に基づく推計により減額としたものでございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項1目文書料につきましては、前年度比較5万5,000円の減額の28万1,000円を計上しております。この予算につきましては、介護保険主治医の意見書作成及び診断書作成手数料でございます。

3款県支出金、1項1目僻地診療所対策費補助金、前年度比較556万8,000円増額の654万2,000円でございます。長谷毛原及び国吉診療所で購入を予定して

いる医療機器、超音波画像診断装置、携帯式エコー及び診療所の医師の巡回診療者と長谷毛原診療所医師住宅改修費に対する補助金でございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金、前年度比較1,514万4,000円増額の5,200万8,000円です。主な要因といたしましては、歳入での外来収入減額推計に起因した減額補填と医師の移動に伴う人件費及び僻地診療所設備整備補助金の町負担金が増となったことによるものでございます。

2目国民健康保険事業特別会計繰入金は、前年度比較159万8,000円増額の1,344万5,000円でございます。これは、調整交付金で、平成29年度の実績数値をもとに計上してございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

次に、145ページ、歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費でございます。この予算は、町内の診療所を運営するための人件費、施設維持経費、各種業務委託費、関連団体負担金、主なものでございます。前年度比較1,364万4,000円増額の予算額7,419万3,000円でございます。この増額の主な要因につきましては、7節賃金、代替医師1名、臨時職員として雇用するため786万6,000円及び臨時職員の通勤費17万円が新たに計上したものでございます。このほかに15節工事請負費、長谷毛原医師住宅の改修工事費423万3,000円、医師の移動に伴う改修でございます。また、18節備品購入費558万8,000円、地域医療連携のために電子カルテを併設するための機器を長谷毛原・国吉診療所に整備するものでございます。そして、医師巡回用車、軽自動車170万円、耐用年数超過のため買いかえるものでございます。

以上、電子カルテ予算を除き、僻地診療所施設整備補助金2分の1の補助対象となっております。

147ページ。

2款医療費、1項1目、医療用機械機器費でございます。前年度比較584万4,000円増額の1,037万6,000円でございます。この増額につきましては、18節備品購入費、医療用備品で携帯兼用超音波画像診断装置、エコー購入費745万2,000円、また、厚生病院と連携するための医療画像管理システムの機器公開費113万4,000円が主なものでございます。

2目医療用消耗品費、前年度比較3,000円増額の88万8,000円。

3 項医薬品衛生材料費、前年度比較 5 8 万 8, 0 0 0 円増額の 2, 3 1 3 万 6, 0 0 0 円。

4 目検査費、前年度比較 6 万 9, 0 0 0 円増額の 6 3 万円。

5 目研究研修費、前年度と同額の 1 万円でございます。

3 款予備費、1 項 1 目予備費で前年度と同額の 1 0 0 万円の計上でございます。

これ以降のページ、1 4 8 ページから 1 5 2 ページにかけまして、当特別会計に係る職員の給与費明細書を添付させていただいております。後ほど、御高覧ください。

以上で、平成 3 1 年度国民健康保険診療所事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、予算書の 1 7 ページをお願いします。

議案第 4 8 号、平成 3 1 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算。

平成 3 1 年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 5, 6 2 6 万 3, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、歳入歳出内容につきまして、予算に関する説明書にて御説明を申し上げます。

1 5 5 ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書、2 歳入です。

1 款保険料、1 項 1 目後期高齢者医療保険料、前年度比較 2 3 8 万 4, 0 0 0 円増額の 1 億 1 5 4 万 3, 0 0 0 円です。内訳としましては、1 節現年度分、前年度より 2 3 7 万 6, 0 0 0 円の増額の 1 億 8 1 万 5, 0 0 0 円、2 節滞納繰越金、前年度より 8, 0 0 0 円増額の 7 2 万 8, 0 0 0 円でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目督促手数料、1, 0 0 0 円を計上してございます。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、前年度比較 8 0 9 万円増額の 2 億 5, 4 6 1 万 5, 0 0 0 円、療養給付費繰入金の増によるものでございます。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金、前年度と同額の 1 0 万円の計上でございます。

５款諸収入、１項滞納金、加算金及び過料、１目延滞金、次の１５６ページの２目加算金、３目過料につきましては、それぞれ１，０００円計上してございます。

５款１項１目雑入につきましても１，０００円を計上してございます。

以上、歳入説明とさせていただきます。

次に、１５７ページから歳出でございます。

１款総務費、１項１目一般管理費でございます。前年度比較８７万７，０００円減額の１，２８３万７，０００円です。人事異動に伴う人件費の減額によるものです。

１款２項１目徴収費、前年度比較１２９万７，０００円減額の１１２万３，０００円です。１３節電子システム改修費及び電算処理委託料の減によるものでございます。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。前年度比較１，１４６万円増額の３億４，１００万３，０００円です。医療給付費負担金の増額によるものでございます。

３款諸支出金、１項１目保険料還付金で、前年度と同額の３０万円、４款予備費、１項１目予備費で、前年度と同額の１００万円を計上してございます。

これ以降のページ、１５９ページから１６３ページにかけまして、当該特別会計に係る職員の給与費明細書を添付させていただいておりますので、後ほど、御高覧ください。

以上で、平成３１年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

御説明させていただきました３つの特別会計当初予算につきまして、御審議の上、原案どおり御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（住民課長 仲岡みち子君 降壇）

◎日程第５２ 議案第４９号 平成３１年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について

○議長（美野勝男君） 日程第５２、議案第４９号、平成３１年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について、議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、湯上君。

（保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇）

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） それでは、予算書の２１ページをごらんください。

議案第４９号、平成３１年度紀美野町介護保険事業特別会計予算。

平成３１年度紀美野町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億1,621万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年2月27日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、予算に関する説明書の167ページをごらんください。

まず、歳入でございます。

それでは、目ごとに説明させていただきます。

1款1項1目第1号被保険者保険料は2億9,883万3,000円の計上です。

2款1項の手数料につきましては、昨年同様の2,000円で、証明手数料と督促手数料の科目設定でございます。

3款1項国庫負担金、1目介護給付費負担金2億8,540万円は、介護給付費の施設分の15%と、その他分の20%に相当するものです。

次に、2項国庫補助金、1目調整交付金1億6,234万7,000円の計上は、介護給付費と介護予防日常生活支援総合事業の9.9%を想定したものです。

2目地域支援事業交付金介護予防日常生活支援総合事業は808万2,000円の計上で、これは地域支援事業のうち、介護予防日常生活支援総合事業費の20%に相当するものです。

3目地域支援事業交付金介護予防日常生活支援総合事業以外862万2,000円の計上は、地域支援事業のうち、包括的支援事業任意事業の38.5%に相当するものです。

続く、介護保険事業費補助金は、昨年度の制度改正に伴うシステム改修費がなくなっ

たため廃目整理したものです。

次に、168ページをごらんください。

4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は4億3,185万6,000円の計上で、介護給付費の27%に相当するものです。2目地域支援事業支援交付金は1,091万円の計上で、地域支援事業のうち、介護予防日常生活支援総合事業の27%に相当するものです。

次に、5款1項県負担金、1目介護給付費負担金2億3,442万6,000円は、介護給付費の施設等分の17.5%と、その他分の12.5%に相当するものです。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の505万1,000円は、地域支援事業のうち、介護予防日常生活支援総合事業の事業費の12.5%です。

続く、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）431万1,000円は、地域支援事業のうち、包括的支援事業、任意事業の19.25%に相当するものです。

続きまして、169ページをごらんください。

6款1項1目、利子及び配当金1万7,000円は介護給付費準備基金の利子を計上したものです。

7款1項1目介護給付費繰入金1億9,993万3,000円は、介護給付費合計の12.5%に相当するものです。2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）の505万1,000円及び、続く3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）431万1,000円は、前のページの5款2項の県補助金と同様となっております。

次に、4目事務費繰入金3,960万9,000円は、高齢者福祉介護事業計画アンケート調査の業務委託料を含んでおります。

5目低所得者保険料軽減繰入金417万3,000円は、保険料段階のうち第1段階の軽減のためのものです。

8款1項1目繰越金は、昨年同様1,000円を計上しております。

170ページに続きます。

9款1項延滞金加算及び過料も、昨年同様2,000円を計上しております。170ページになります。また、2項雑入、1目滞納処分費、2目第三者納付金、3目返納金

も、それぞれ昨年同様１，０００円を計上しております。

次の、４目雑入１，３２７万８，０００円は、主なものとして介護予防支援計画と介護予防ケアマネジメントの作成報酬によるものです。

続きまして、歳出です。

１７１ページをごらんください。

１款総務費、１項１目一般管理費３，７８２万１，０００円の計上です。主なものは、職員３名の人件費で、１３節では高齢者福祉介護事業計画アンケートの調査業務委託料を新たに計上しております。

次に、１７２ページをごらんください。

２項１目賦課徴収費９８万８，０００円です。

３項１目介護認定審査会費４２１万７，０００円で、増額の主な要因は、１節報酬で、報酬支払者の増加によるものです。

続く、１７３ページをごらんください。

２目認定調査等費は８８１万４，０００円です。

次に、２款保険給付費につきましては、本年１０月の増税に伴う報酬改定、処遇改善に伴う報酬改定分を見込み、給付費を増額しております。まず、２款保険給付費、１項介護サービス等諸費、１目居宅介護サービス給付費５億３，３１９万６，０００円は、現状の給付から推計したものです。２目、地域密着型介護サービス給付費８７０万４，０００円増額の２億８７４万円は、小規模多機能型居宅介護の利用者の増加、平成３０年度から住所特例者の定期巡回随時対応型訪問介護看護小規模多機能型居宅介護利用によるものです。

続く、１７４ページの３目施設介護サービス給付費１，４８５万６，０００円増額の６億２８５万６，０００円は、介護老人保健施設の要介護３、要介護５の入所者増に伴って増額したものです。４目居宅介護福祉用具購入費２２６万８，０００円、次の５目居宅介護住宅改修費５６１万６，０００円、次の６目居宅介護サービス計画給付費６，５５５万６，０００円は、現状の給付から推計したものです。

次に、２項介護予防サービス等諸費、１目介護予防サービス給付費は１７１万９，０００円増額の２，７５７万６，０００円で、増額の主な要因は、医療系サービス等の増額を見込んだものです。

２目地域密着型介護予防サービス給付費２０２万８，０００円、続く３目介護予防福

社用具購入費 48 万円、175 ページに続きます、4 目介護予防住宅改修費 435 万 6,000 円は、現状の給付から推計したものです。

175 ページの 5 目介護予防サービス計画給付費は 64 万 4,000 円減額の 740 万 4,000 円で、要支援認定者数の減少によるものです。

次に、3 項 1 目審査支払手数料 136 万 8,000 円、4 項 1 目高額介護サービス費 3,885 万 6,000 円、5 項 1 目高額医療合算介護サービス費 576 万円は、現状から推計したものです。

次に、176 ページをごらんください。

6 項 1 目特定入所者介護サービス等費は 297 万 2,000 円増額の 9,321 万 6,000 円で、施設利用者の方の申請がふえたためです。

2 目特定入所者介護予防サービス等費 19 万 2,000 円は現状から推計したものです。

次に、3 款地域支援事業費、1 項介護予防生活支援サービス事業費、1 目介護予防生活支援サービス事業費は 464 万 8,000 円減額の 2,572 万 4,000 円で、完全実施となった平成 30 年度の介護予防生活支援サービス事業の利用が見込みより少なかったことに伴う減額でございます。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費 582 万円は、現状から推計したものです。

次に、177 ページにわたります 2 項 1 目一般介護予防事業費は 873 万 4,000 円で、主なものは職員 1 名の人件費です。

次に、3 項包括的支援事業任意事業費、1 目総合相談事業費は 710 万 1,000 円で、これも主なものは職員 1 名の人件費です。

次に、178 ページの 2 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は 788 万 5,000 円で、これも主なものは職員 1 名の人件費です。

次の、179 ページに続きます、3 目任意事業は 109 万 5,000 円減額の 439 万 9,000 円で、減額の主な要因は介護用品の支給要件の見直しに伴うものです。

4 目在宅医療・介護連携推進事業費は、昨年度と同様 225 万 5,000 円で、海南市と共同で医療法人慶友会に在宅医療介護連携業務の委託を行うものです。

5 目生活支援体制整備事業費 29 万 4,000 円は、地域包括ケアシステム構築のための協議体に係るものです。

次の 180 ページにわたります、6 目認知症総合支援事業費は 115 万 3,000 円

減額の４６万２，０００円で、減額の主な要因は、昨年度公用車の購入があったためです。

４項その他諸費、１目審査支払手数料１８万６，０００円は、現状から推計したものです。

４款基金積立金、１項１目介護給付費準備基金積立金２１５万６，０００円減額の５５万円は、実績からの推計です。

５款諸支出金、１項１目保険料還付金は、昨年度と同様５０万円で、保険料の払い戻しの費用です。

６款予備費、１項１目予備費は、昨年度と同様１００万円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、平成３１年度紀美野町介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いいたします。

（保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇）

○議長（美野勝男君） 本日の会議時間は、議事の進行の都合により延長したいと思います。

◎日程第５３ 議案第５０号 平成３１年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について

○議長（美野勝男君） 日程第５３、議案第５０号、平成３１年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について、議題とします。

説明を願います。産業課長、米田君。

（産業課長 米田和弘君 登壇）

○産業課長（米田和弘君） それでは、平成３１年度紀美野町予算書の２５ページをごらんください。

議案第５０号、平成３１年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算。

平成３１年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４，４１５万７，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

平成31年2月27日提出 紀美野町長 寺本光嘉

恐れ入りますが、予算に関する説明書の189ページをごらんください。また、当初予算説明資料は166ページから170ページを随時御参照いただきますようお願いいたします。

2、歳入でございます。

1款使用料及び手数料、1項1目観光施設等使用料2,960万円は、オートキャンプ場、パークゴルフ場、バーベキューサイトなどの使用料で、現状から推計して、前年度より80万円の減額としています。2目農林業施設使用料、本年度90万円は、ふれあい館の物産展示販売コーナー、食材供給コーナーの施設の使用料で、前年度より10万円増額と、近年の実績により計上してございます。

次に、2款財産収入、1項1目利子及び配当金で本年度1万円は、財政調整基金の預金利子でございます。1万4,000円の減額となっています。

3款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は983万7,000円です。前年度より1,304万6,000円の減額です。2目ふるさと創生基金繰入金100万円の増額でございます。

3款繰入金、2項1目一般会計繰入金は1,000円の計上でございます。

4款繰越金、1項1目繰越金、本年度150万円は、平成30年度会計からの繰越金でございます。

恐れ入りますが、190ページをごらんください。

5款諸収入、1項1目施設管理受託事業収入、本年度9万7,000円は、前年度と同額の計上で、県と町で共有管理する上水道の受水槽における県からの管理負担金でございます。

次に、5款諸収入、2項1目雑入で121万2,000円で、前年度より110万6,000円の増額となっております。増額の要因といたしまして、公共スポーツ施設等活性化助成金、消費税還付等の増額でございます。

続きまして、191ページをごらんください。

歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費、本年度4,239万7,000円は、ふれあい公園に関する運営管理全般の経費でございまして、前年度より1,113万9,000円の減額です。主なものとして、13節委託料、警備委託料、施設清掃委託料の減額や、19

2 ページに移りまして、15 節工事請負費で、昨年度はあずま屋設置工事を計上いたしましたが、本年度はございませんので、それに係る減額でございます。なお、これにかわりまして、区画線整備工事として107万7,000円の計上は、公園駐車場内等の区画線を11月に開催いたしますねりんピックに向けまして整備するものでございます。

次に、18 節備品購入費6万6,000円は、昨年度よりも植栽整備に係るウッドチップ一部分が120万8,000円減額されてございます。

続きまして、2 款公債費、1 項1 目長期債利子で1,000円の計上でございます。

193 ページにわたりまして、3 款諸支出金、1 項1 目財政調整基金費で、財政調整基金積立金で76万円は、財政調整基金へ預金利子分及び前年度繰越金の2分の1を下回らない額を積み立てするものでございます。前年度より48万6,000円の増額でございます。

続きまして、4 款予備費、1 項1 目予備費100万円は、前年度と同額で計上してございます。

以上、簡単ではございますが、議案第50号、平成31年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算の説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

◎日程第54 議案第51号 平成31年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について

○議長（美野勝男君） 日程第54、議案第51号、平成31年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について、議題とします。

説明を願います。建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長（井村本彦君） それでは、予算書の29ページをお願いします。

議案第51号、平成31年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算。

平成31年度紀美野町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,318万9,000円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 31 年 2 月 27 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、予算に関する説明書の 197 ページをお願いします。説明資料は、171 ページから 173 ページとなります。

歳入、1 款分担金及び負担金、1 項 1 目分担金で、新規加入者 1 件分の分担金として 35 万円を計上してございます。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目の施設使用料につきましては、203 戸分の使用料として 836 万 1,000 円を計上し、2 目で 1 万 1,000 円の計 837 万 2,000 円を計上しております。

3 款繰入金は、一般会計より 2,436 万 6,000 円をお願いしております。昨年より 816 万 6,000 円の増額となっておりますが、要因といたしまして、人件費の増、電算システムの改修と施設改修事業計画書作成の増額によるものでございます。

4 款繰越金は、前年度よりの繰越金として 10 万円を計上しております。

5 款諸収入、1 目延滞金として 1,000 円を計上しております。廃款として国庫支出金につきましては、廃目処理とさせていただきます。

次に、199 ページをお願いします。

歳出、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費で、2、3、4 節で職員 1 名の人件費として給料 379 万 1,000 円、職員手当等 288 万円、共済費 116 万円を計上し、11 節需用費で消耗品、電気、水道料、修繕料等で 318 万 9,000 円、12 節役務費で、し尿汚泥くみ取り、法定検査手数料等で 173 万 3,000 円、13 節委託料として 574 万 9,000 円、今年度は電算システム改修委託料として 22 万 3,000 円、改修計画概要書作成業務委託料として 378 万円、ほか施設管理委託料、水質検査委託料、システム保守委託料でございます。14 節といたしまして、使用料及び賃借料で 3,000 円となっております。

続きまして、200 ページをお願いします。

18 節備品購入費でパソコン 1 台の購入を見ております。17 万 5,000 円。19 節といたしまして、負担金補助及び交付金で 6 万 5,000 円を計上しております。

次に、2 款公債費ですが、元金、利子合わせて 1,414 万 4,000 円となっております。

3 款予備費では、昨年同様 3 0 万円を計上してございます。

以上、簡単ですが御説明とさせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようお願いをいたします。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

◎日程第 5 5 議案第 5 2 号 平成 3 1 年度紀美野町簡易水道事業特別会計予算について

◎日程第 5 6 議案第 5 3 号 平成 3 1 年度紀美野町上水道事業会計予算について

○議長（美野勝男君） 日程第 5 5、議案第 5 2 号、平成 3 1 年度紀美野町簡易水道事業特別会計予算について及び日程第 5 6、議案第 5 3 号、平成 3 1 年度紀美野町上水道事業会計予算について、一括議題とします。

説明を願います。水道課長、山本君。

(水道課長 山本訓永君 登壇)

○水道課長（山本訓永君） それでは、予算書の 3 3 ページをお開きください。予算説明資料では 1 7 4 ページからでございます。

議案第 5 2 号、平成 3 1 年度紀美野町簡易水道事業特別会計予算。

平成 3 1 年度紀美野町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 9, 1 4 2 万 7, 0 0 0 円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

予算に関する説明書の 2 0 9 ページをお開きください。

歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目水道使用料 9, 1 0 3 万 5, 0 0 0 円、前年度より 7 6 8 万円の減額でございます。前年度の水道使用料の実績から算出しております。

2 款分担金及び負担金、1 項 1 目給水負担金として 2 7 万 2, 0 0 0 円、5 件分を見込んでおります。

3 款県支出金、1 項 1 目衛生費県補助金 2, 0 0 0 円。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 9, 4 7 0 万 7, 0 0 0 円で、前年度より 2, 6 6 2 万 9, 0 0 0 円の増額でございます。

210ページをごらんください。

5款繰越金、1項1目繰越金1万円でございます。6款諸収入、1項1目雑入537万7,000円、前年度より240万2,000円の増額となっております。主な内容といたしましては、国道370号道路改良工事に伴う鎌滝地内の配水管移設工事補償金が70万円と、同じく大角地内の配水管移設工事補償金が450万円と、水道部品売却で17万6,000円でございます。

歳入合計は、1億9,142万7,000円でございます。

211ページをごらんください。

歳出でございます。

1款衛生費、1項1目一般管理費7,956万8,000円、前年度より1,099万7,000円の増額でございます。2節給料が1,753万5,000円、前年度より520万5,000円の増額となっております。3節職員手当と4節共済費も同じく増額となっております。

11節需用費1,961万6,000円、前年度より123万1,000円の増額となっております。電気料が主なものでございますが、前年度の実績により計上しております。

12節436万9,000円、前年度より15万6,000円の増額となります。このうち通信費が302万3,000円で、各浄水場と中継所のテレメーター回線料が主なものでございます。

212ページをお開きください。

13節委託料1,323万7,000円、前年度より27万6,000円の増額となります。休日及び夜間警備委託料499万6,000円、水質検査委託料349万4,000円、テレメーター検診委託料358万6,000円が主なものでございます。

14節使用料及び賃借料334万9,000円でございます。システムソフト等使用料175万6,000円と借地料143万9,000円が主なものでございます。なお、機材保管賃借料は可搬式発電機2台の保管料とシステムソフト等使用料の中には水道法の改正に伴う水道施設台帳管理システム利用料を計上してございます。

17節公有財産購入費30万円、鎌滝原圧水槽用地の購入費でございます。

18節備品購入費72万9,000円、これにつきましては、水道法の改正に伴う水道施設台帳システム整備に伴うソフト購入費40万5,000円と作業用パソコン購入

費 32 万 4,000 円を計上してございます。

19 節負担金、補助及び交付金 11 万円、主に海南・野上土地改良区への負担金でござい
ます。

27 節公課費 204 万 8,000 円につきましては、消費税納付金が主なものでござ
います。

続きまして、2 目作業費 6,952 万 1,000 円でございます。前年度より 1,482 万 2,000 円の増額でございます。11 節需用費 2,586 万 2,000 円、前年度より 522 万 4,000 円の増額となっております。消耗品費においては、消毒用塩素と非常用給水袋などでございます。

213 ページをごらんください。

修繕料におきましては、前年度と同額の漏水修理費用に加えまして、可搬式発電機を
接続できるように操作パンを修繕する費用を町内各中継所の計 12 カ所に要する費用を
計上してございます。また、減圧弁 4 カ所、露出弁 7 カ所、浄水器交換作業費を計上し
てございます。

13 節委託料 249 万 8,000 円は、各水道施設の雑草刈り取り委託料と漏水調査
委託料でございます。

15 節工事請負費 2,200 万円は、国道 370 号道路改良工事に伴う配水管布設工
事の鎌滝地内 1 工区と 4 工区、そして移設工事の大角地区と、また、国道 370 号の福
田地区配水管布設かえ工事を計上してございます。

16 節原材料費については、修繕に伴う材料費と量水器交換に伴う材料費でござい
ます。

18 節備品購入費 1,446 万円は、軽トラック解体のため、作業用 1 トントラック
購入費 250 万円と、可搬式発電機 3 台の購入費 1,196 万円を計上してございます。

2 款公債費は、長期債元金・利子ともで 4,133 万 8,000 円でございます。

3 款予備費として 100 万円を計上させていただきました。

歳出合計 1 億 9,142 万 7,000 円、前年度より 2,135 万 3,000 円の増額と
なっております。

214 ページからは、職員の給料及び手当の内容を示しております。219 ページに
は、地方債の現在高の見込みを載せてございます。詳細につきましては、当初予算説明
資料の 174 ページから 180 ページに載せてございます。

以上、簡単ではございますが、平成31年度紀美野町簡易水道事業特別会計予算の説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、予算書の37ページをお開きください。予算説明資料は181ページからでございます。

議案第53号、平成31年度紀美野町上水道事業会計予算。

(総則)

第1条、平成31年度紀美野町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1、給水栓数、2,498栓。
- 2、年間給水量、55万立方メートル。
- 3、1日平均給水量、1,503立方メートル。

(収益的収入及び支出)

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益 1億382万5,000円。

第1項 営業収益 9,972万4,000円。

第2項 営業外収益 410万1,000円。

支出

第1款 水道事業費用 1億330万1,000円。

第1項 営業費用 9,185万1,000円。

第2項 営業外費用 820万5,000円。

第3項 予備費 324万5,000円。

(資本的収入及び支出)

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,269万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,216万8,000円。当年度分、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額52万4,000円で補填するものとする。

38ページをお開きください。

収入

第1款 資本的収入 0円。

第1項 企業債 0円。

第2項 工事負担金 0円。

支出

第1款 資本的支出 2,269万2,000円。

第1項 建設改良費 707万円。

第2項 企業債償還金 1,562万2,000円。

(一時借入金)

第5条、一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費 2,489万9,000円。

(たな卸資産購入限度額)

第8条、たな卸資産購入限度額は477万円と定める。

平成31年2月27日提出 紀美野町長 寺本光嘉

予算に関する説明書の224ページをお開きください。

平成31年度紀美野町上水道事業会計予算実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出。

収入でございます。1款水道事業収益が1億382万5,000円でございます。前年度より266万8,000円の減収でございます。1項営業収益が9,972万4,000円、前年度より228万6,000円の減収でございます。

2項営業外収益が410万1,000円、前年度より38万2,000円の減収でござ

います。それぞれの内容については説明欄に記載のとおりでございます。

225ページをごらんください。

支出でございます。

主なものを説明させていただきます。

1款水道事業費用が1億330万1,000円でございます。前年度より59万9,000円の減額でございます。1項営業費用が9,185万1,000円、前年度より358万7,000円の減額でございます。

1目原水及び浄水費が1,994万3,000円、前年度より38万7,000円の増額でございます。

2節修繕費が372万円、ろ過砂のすき取り作業費と浄水場施設の修繕費を予定しております。前年度より176万円の減額となっております。

3節特別修繕引当金繰入額が50万円、6年に1度ろ過砂の補充作業を行うために、毎年積み立てる修繕引当金でございます。

4節動力費が1,001万9,000円、前処理機の本格稼働により161万4,000円の増額となっております。

7節委託料が73万7,000円、水質検査及び検体検査費用でございます。

8節賃借料が101万5,000円、浄水場の借地料でございます。

9節負担金は200万円、取水料でございます。

続きまして、2目配水及び給水費が2,970万2,000円、前年度より172万1,000円の減額でございます。1節から5節が、職員2名の給料及び手当でございます。7節備消耗品費が33万9,000円、工具、器具のほか、給水袋などの購入費用でございます。

226ページをお開きください。

10節修繕費が518万円。施設や漏水などの修繕費に加えて、樫河中継所を可搬式発電機が接続できるように修繕する費用と、給水車の加圧ポンプ修繕費用と、浄水器交換費用を計上しております。前年度より168万円の増額となっております。

13節材料費が270万円、配水管及び排水施設の維持管理に要する材料費と浄水器交換に伴う材料費でございます。

15節委託料が441万9,000円、水道検針や緊急時修繕などの業務委託に加え、今年度より漏水調査委託料を計上してございます。前年度より51万1,000円の増

額でございます。

続きまして、4目業務及び総係費が2,137万1,000円、前年度より64万9,000円の減額でございます。1節から6節は、職員2名の給料及び手当等、臨時職員の賃金でございます。

227ページをごらんください。

18節委託料が536万9,000円、水道料金徴収業務や浄水場警備業務などの委託料でございます。42万9,000円の増額でございます。

19節賃借料が194万6,000円、水道料金システムなどの賃借料に加え、水道法により水道施設台帳の整備が義務づけられたことによる台帳管理システム利用料と可搬式発電機と積載型給水タンクの機材保管料賃借料を計上してございます。

5目減価償却費2,061万4,000円でございます。1節有形固定資産減価償却費で、建物、構築物、機械及び装置でございます。

6目資産減耗費21万円でございます。

続きまして、2項営業外費用が820万5,000円でございます。1目支払利息393万円で、企業債利息と借入金利息でございます。3目消費税及び地方消費税426万5,000円でございます。

3項予備費を324万5,000円計上させていただいております。

228ページをお開きください。

資本的収入及び支出。

収入でございます。1款資本的収入はゼロ円でございます。企業債及び工事負担金が見込めないためでございます。

次に、支出でございます。1款資本的支出は2,269万2,000円でございます。1項1目建設改良費が707万円、これにつきましては、可搬式発電機40号KVA1台の購入費を358万円、2トントラック積載型給水タンクの購入費を250万円、水道施設台帳整備の管理システム購入費に54万円、下佐々浄水場の事務所エアコン設置工事費に45万円を計上するものでございます。

2目企業債償還金が1,562万2,000円、これにつきましては、237ページの企業債明細書の当年度償還高に記載されているものでございます。

229ページをごらんください。

平成31年度紀美野町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。現金、

預金などのお金の流れをあらわすものでございます。

1、業務活動は、原材料や商品などの購入と、人件費やその他の事業支出、また、営業収入と負担金などの収入と、利息の支払いなどによるもので、2,510万4,000円でございます。

2、投資活動は、有形固定資産の取得による支出で、可搬式発電機や積載型給水タンク、施設台帳管理システムの購入費とエアコン設置工事に係る費用によるもので707万円の支出でございます。

3、財務活動は、建設改良費などの財源に充てるための企業債の償還による支出で、1,562万2,000円の支出でございます。資金期首残高は、2億4,817万5,000円で、231ページの貸借対照表の2、流動資産の現金預金でございます。資金期末残高は2億5,058万7,000円で、233ページの貸借対照表の2、流動資産の現金預金でございます。

230ページは、平成30年度の予定損益計算書で、231ページからは、平成30年度の予定貸借対照表、233ページからは、平成31年度の予定貸借対照表を載せてございます。また、237ページには、企業債明細書、238ページから242ページにかけては職員の給料、手当などの内容を載せてございます。後ほど、御高覧賜りたいと思います。

以上、簡単ですが、平成31年度紀美野町上水道事業会計予算の説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

(水道課長 山本訓永君 降壇)

○議長（美野勝男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

散 会

○議長（美野勝男君） 本日は、これで散会します。

(午後 5時17分)